

# 新宿区まちづくり長期計画 素案に関する

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方  
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

平成 29(2017)年 12 月

新 宿 区



## 目 次

新宿区まちづくり長期計画素案に関するパブリック・コメント等の実施結果の概要 .....	1
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方 .....	3
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨 .....	47

### 新宿区まちづくり長期計画素案に関するパブリック・コメント等の実施結果の概要

#### (1) 実施時期

パブリック・コメント：平成 29 年 8 月 25 日から 9 月 25 日

地域説明会：平成 29 年 8 月 25 日から 9 月 8 日 ※地域センター（全 10 か所）で実施、出席者 423 名

#### (2) 意見提出者数及び意見数

提出方法	意見提出者数	意見数
意見書 計	47 名	311 件
メール	5 名	192 件
ファクス	13 名	21 件
郵送	4 名	18 件
窓口	19 名	59 件
ホームページ	4 名	19 件
電話	1 名	1 名
地域説明会（意見用紙提出）	1 名	1 名
口頭 計	35 名	68 件
地域説明会（会場発言）	35 名	68 件
合 計	82 名	379 件

### (3) 意見項目内訳と意見数

意見項目	パブリック・コメント意見数	地域説明会意見数	意見数計
まちづくり長期計画	294 件	66 件	360 件
全体・はじめに・新宿区の概況	25 件	—	25 件
都市マスタープラン	182 件	36 件	218 件
全体	5 件	—	5 件
めざす都市の骨格	16 件	—	16 件
まちづくり方針	100 件	20 件	120 件
地域別まちづくり方針	61 件	16 件	77 件
まちづくり戦略プラン	87 件	30 件	117 件
全体	4 件	3 件	7 件
課題別戦略	16 件	—	16 件
エリア戦略	67 件	27 件	94 件
その他	17 件	2 件	19 件
合 計	311 件	68 件	379 件

### (4) 意見への対応

意見への対応	パブリック・コメント意見数	地域説明会意見数	意見数計
a 意見の趣旨を計画に反映する	69 件	4 件	73 件
b 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	62 件	3 件	65 件
c 意見の趣旨に沿って計画を推進する	1 件	5 件	6 件
d 今後の取組みの参考とする	6 件	24 件	30 件
e 意見として伺う	141 件	9 件	150 件
f 質問に回答する	32 件	23 件	55 件
合 計	311 件	68 件	379 件

## パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

---

1. まちづくり長期計画に関する意見 .....	4
まちづくり長期計画全体・はじめに・新宿区の概況 .....	4
都市マスタープラン.....	7
都市マスタープラン全体 .....	7
めざす都市の骨格.....	8
まちづくり方針.....	10
地域別まちづくり方針 .....	23
まちづくり戦略プラン .....	32
まちづくり戦略プラン全体 .....	32
課題別戦略 .....	32
エリア戦略 .....	34
2. その他の意見 .....	44

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考
-----------	--------	----------

## パブリック・コメントの意見対応

### 1. まちづくり長期計画に関する意見

#### 〈まちづくり長期計画 全体〉

1	都市計画道路名と通称名の併記は、どこまで修正して頂けるのか。表記を統一してほしい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
2	全体を通し、夏目坂通りの部分は「環4」の表記ではなく、「夏目坂通り」と明記すること。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
3	印刷関連業は、インバウンド(多言語)対応、スマホアプリの研究開発、IoT、3D CAD、ウェアラブル、ドローン活用といったこれからの社会を牽引するニーズや技術に光を当てていく。 このため、芸術・文化の拠点、創造都市として、区が独自にデザイン、IoTといった先進技術に対応する研究機関を産学公が連携して設立、運営し、次世代の新宿ブランド創出や国際的交流の推進を考えて載きたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 まちづくり長期計画は、都市マスタープランにおける土地利用方針の「国際都市の拠点整備の推進」や「多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成」、誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針の「人々の交流を創出する都市空間づくり」などの視点を踏まえています。
4	若い人の意見をくみ上げていく方法を、どのように考えているのか。年齢層の広い「区民」の存在がこの戦略には必要だと思う。	c ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 まちづくり長期計画については、今後、PR版を作成するなど、多くの人に知ってもらうため、広く周知します。そのほか周知徹底について工夫を行っていきます。
5	全体として文章が長く、説明のための冗長な語句が多い。簡潔な記述を望む。	e ご意見として伺います。 より分かりやすい表現に努めます。
6	用いる図の作成ソフトの工夫により、図中の凡例表示の精度を図るように。	e ご意見として伺います。 より分かりやすい表現に努めます。
7	5つの基本政策と明確に骨子答申に示されたものが、都市マス、まちづくり戦略プランに見当たらない。この5つの基本施策は、基本計画に記載の5つの基本政策か、都市マスのめざす都市の骨格の5つの考え方が、紛らわしく混同する。 このため、骨子答申のフローの様に、「基本計画に掲げる『5つの基本政策』を基に『めざす都市の骨格』の5つの考え方より」とまちづくり戦略プランのまちづくり戦略の冒頭(中扉)に記載されたい。	e ご意見として伺います。
8	エリア戦略で①余白に挿入されている写真は、必ずしも、当該ページに関連して説明する写真ではなく、また、区外の写真も見受けられる。相応しい写真の挿入の選択を願いたい。また、都市マスタープランで余白があるページにも、同様な写真の挿入があるのか。その際も同様な留意を願いたい。	e ご意見として伺います。

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考
9	5つの基本政策を受けての都市マスタープラン、まちづくり戦略だと思う。その点基本政策が万人向けとなっているため、色を感じられない。特にまちづくりでは、地域との連携が欠かせないが、出張所地区ごとの意見吸い上げでは十分とは感じられない。それぞれの町ごとに考え方、問題点など様々なので、個別のヒアリングなどを実施すべきではないか。	e ご意見として伺います。 まちづくり長期計画の策定にあたっては、区民2,000名及び区内事業者1,000社を対象にしたアンケート調査などに加えて、町会・自治会、地区協議会などからもご意見をいただき、区民の意向を把握するよう努めました。
10	今回も特別出張所の管内を意識した説明の域にとどまり、新宿区の全体像の具体的なイメージがエリア戦略の足し算では描き切れない。事業化にあたってそれぞれのエリア戦略がどのようにつながり合わせられるのか、少なくとも差し当たり実施される事業について横ぐしを刺して、新宿区として目指す方向を示していただけないと、隣接地域としての実践的なイメージも沸かず、我が地域の良い点、悪い点についての理解も進まない。 それぞれの地域特性をはっきりさせたいので新宿区の全体像としてまとめ挙げて、それをもって明日の新宿に対する希望の星を区民に喚起することが必要とされる、当にその時だ。	e ご意見として伺います。
11	まちづくり長期計画の構成について、「まちづくり戦略プラン」については、屋上屋となるため必要ない。重複なく、「都市マスタープラン」に取り込めばよい。	e ご意見として伺います。 まちづくり戦略プランは、区民・事業者・行政の多様な主体が連携するとともに、それぞれの役割を担いながら効果的なまちづくりを推進するため、重点的な取組みとしてハードやハードを支えるソフトの取組みとともに、推進方策として具体的な手法や各主体の役割などを示しています。 なお、都市マスタープランは、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針として都市計画の分野別、また区内を10に区分した地域別にまちづくり方針を示しています。
12	まちづくり戦略プラン原案のパブコメの意見対応において「エリア戦略素案に反映」するとなった箇所は、現素案に反映されているのか。	f ご質問に回答します。 まちづくり長期計画素案では、エリア戦略原案に対する意見を踏まえ、外苑東通り沿道エリアを追記するなど、計画に反映しています。
13	隣接各区との計画の整合性、地理的・空間的連続性を確認し、ズレのある部分については、修正できない理由を示されたい。特に各インフラについて。また、それらの調整をする場はあるのか。ある場合は、どこ(会議など)か。ない場合は設置することを求める。	f ご質問に回答します。 まちづくり長期計画の策定は、隣接区及び東京都の意見を踏まえながら行っています。
14	それぞれの特別出張所管内における町会や自治会の諸活動、願わくば地区協議会の活動としても継続して取り組む、その音頭取りが見つからないのでは、昨今の厳しい経済の状況下でこの度の地域創生が掛け声倒れになってしまうことでしょうか。	f ご質問に回答します。 都市マスタープランは、区民と区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針としての位置づけがあります。 また、まちづくり戦略プランを踏まえて、今後、重点的な取組みや推進方策の具体化を図り、各まちづくり主体と連携したまちづくりを進めていきたいと考えています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
-----------	--------	------------

〈まちづくり長期計画 はじめに〉

15	まちづくり長期計画の「1. 計画の目的」の文章について、「新宿基本構想では、おおむね10年度の…」と記されている。基本構想の作成年の説明が無いので「おおむね10年後のめざすまちの姿」との記述が、これから10年後と読める。平成19年基本構想の策定のめざすまちの姿を継続する旨の記載を望む。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。  【修正後】 新宿区では、平成19(2007)年に「基本構想」を見直し、おおむね20年後を想定した区のめざすまちの姿を、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち”と決めました。 【修正前】 新宿区基本構想では、おおむね10年後の新宿区の「めざすまちの姿」について、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちを掲げています。
16	まちづくり長期計画の「2. 計画の体系」について、図に計画の目的の所で記載された上位計画、社会情勢の変化をフロー図に加えて、より分かり易くする様な工夫を望む。都計審答申のものと違う。答申の方が分かり易く、尊重すべきだ。見直す「都市マスタープラン」新たに作成する「まちづくり戦略プラン」との記載を望む。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘に関する図を、「まちづくり長期計画とは」の「1. 計画の目的」の余白に示します。そのなかで、見直す「都市マスタープラン」、新たに作成する「まちづくり戦略プラン」について示します。
17	まちづくり長期計画の「4. 計画の役割」の「都市計画や個別の事業などとして区が実施するものについては」という記載は読みづらい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、分かりやすい表現になるよう修正します。
18	まちづくり長期計画の「4. 計画の役割」の「(2)まちづくり戦略プラン」に、「今後、重点的な取組みや推進方策の具体化を図り」とあるが、「今後」の意味が不明。再考を願う。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、分かりやすい表現になるよう修正します。
19	まちづくり長期計画の「2. 計画の体系」は答申の通り、計画期間の表題を設けた上で、計画期間の記述を望む。	e ご意見として伺います。 計画期間は「3. 計画の位置づけに」示しています。
20	まちづくり長期計画の「1. 計画の目的」の文章は、2月10日の都計審答申と違う。都計審会長から答申された文章であり尊重すべきと考える。都計審でこの変更の了解を得られたか確認したい。	f ご質問に回答します。 素案については、2月10日の都市計画審議会答申以降、都市計画審議会を4回、都市計画審議会学識経験者のうち5名で構成する検討部会を3回開催し、まとめたものです。

〈まちづくり長期計画 新宿区の概況〉

21	都市マスタープランの新宿区の概況の「(2)歴史」に「区の骨格のみどりを形成」とあるが、「区のみどりの骨格を形成」ではないか。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。  【修正後】 大名屋敷の跡は、現在、大規模な公園などとして区のみどりの骨格を形成し、 【修正前】 大名屋敷の跡は、現在大規模な公園などとして区の骨格のみどりを形成し、
22	都市マスタープランの新宿区の概況の「(3)将来人口」の推計は自治創研のものです。本報告書は「和暦(西暦)」で統一されているので、文章、グラフとも修正を望む。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘のとおり、和暦(西暦)に変更します。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
23	<p>都市マスタープランの新宿区の概況の「(4)東京都における新宿区の位置づけ」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿の概況の章での「東京都における新宿の位置づけ」の記載は、唐突感と違和感がある。</li> <li>・上位計画の関連として、東京都都市計画区域マスタープランと記載されています。当引用より、「世界一の東京」を目指す「東京都長期ビジョン」の上位計画を記載された方が良い。再考されたい。</li> <li>・新宿区の広域的な位置図は表題との関係が不明で、図により何を言いたいかわからず、再考されたい。</li> </ul>	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 「東京都における新宿区の位置づけ」を「新宿区の広域的な位置づけ」に変更します。 なお、都市マスタープランは都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針として、東京都都市計画区域マスタープランに即した計画です。</p>
24	<p>都市マスタープランの新宿区の概況の「(4)東京都における新宿区の位置づけ」に、「新宿の新たなまちづくり2040年代の新宿の拠点づくり(H29.6.20)」や「新宿の拠点再整備検討委員会」が発足された点も記載してほしい。</p>	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘の計画や組織を、まちづくり戦略プランのエリア戦略の新宿駅直近エリアに追記します。</p>
25	<p>新宿の特性は東京都の行政・立法の中心であり、産業面では商業・工業が貢献していること、教育機関をはじめ文化的側面が語られていない。地域の発展は住民目線ばかりでなく、産業との共存共栄があって成り立つものである。是非、細分化した10地区の計画と共に、上記の都庁、産業、文化・教育面での考察・プランを加味願いたい。</p>	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市マスタープランの新宿区の概況において、産業発展の歴史について追記します。 なお、まちづくり長期計画の関連計画である基本計画において、「産業の創造・歴史・発信」について、方針を示しています。</p>

### 〈都市マスタープラン 全体〉

26	<p>都市マスタープランの「第3章 地域別まちづくり方針」の文章がわかりづらいので、再考を望む。</p>	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分し、地域の住民の意向を踏まえたうえで、特に地域が必要となるより詳細なまちづくりの方針を示します。</p> <p>【修正前】 8つの部門ごとのまちづくり方針とともに、地域住民の意向を踏まえた、特に各地域が必要となるより詳細なまちづくりの方針を示すもので、住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。</p>
27	<p>開発、まちづくりというのは、時代の進展に伴い、変化しているし、変化すべきものだと思う。計画づくりにあたり、従来の変化の延長線上で物事を考えているのではないかと思うほどの内容となっている。大手デベロッパー等の考えに馴染んでしまい、「住民本位」の発想がどこにもうかがわれない。見解を明らかにされたい。新宿という区域は大部分が普通の暮らしを営む住民が多数であることを忘れてはならない。</p>	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市マスタープランのめざす都市の骨格では、第一に将来の都市像として「暮らしと賑わいの交流創造都市」を描き、「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」などの実現を目指しています。</p>
28	<p>区内の多くの固性及び魅力ある資源を更に磨き上げる地域づくりへの配慮が必要だ。例えば、①緑濃い落合崖線の緑を保護する為の規制②西落合三・四丁目地域の敷地分割の規制③神楽坂の趣のある細街路の維持等。</p>	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市マスタープランでは落合第一地域と落合第二地域まちづくり方針において、落合の崖線などの斜面緑地などの保全を示しています。 また、筆筈地域まちづくり方針において、神楽坂の路地景観の保全などを示しています。 まちづくり戦略プランではエリア戦略の西落合エリアの戦略で重点的な取組みとして敷地の細分化の抑制などを示しています。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
29	まちづくり方針について、基本的な考え方及び部門の設定に、新宿を歩行者にやさしいまちにする理念を明記することを提唱する。	e ご意見として伺います。 新宿を歩行者にやさしいまちにすることは、都市交通整備の方針の一つとして位置づけています。
30	地域別まちづくり方針については、すでに地域別の実態が大きく変わってきており、行政上の必要で作られた「出張所単位」による「地域別」を一部の地域の世話人レベルだけで事が運ばないよう、新たな会議の設置も考えて良いのかもしれないと思う。	e ご意見として伺います。

### 〈都市マスタープラン めざす都市の骨格〉

31	めざす都市の骨格の「2. めざす都市の骨格の考え方」の(4)に「災害時の交通ネットワークを確保するとともに、燃え広がらないまちを目指す」とあるが、「ともに」により、延焼遮断効果が期待できるのか。「災害時の交通ネットワークを確保し」ではないか。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘のとおり修正します。
32	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「3. 将来の都市構造」の「生活交流の心」の「生活圏にある鉄道やバス等の交通の中心であり、」の言い回しは、わかりづらいため修正されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正後】 ○下落合、中井、落合、早稲田、曙橋等の駅周辺について、日常生活圏の核となるエリアを「生活交流の心」と位置づけ、鉄道やバス等の公共交通を中心に、 【修正前】 ○下落合、中井、落合、早稲田、曙橋等の駅を中心とする日常生活圏の核となるエリアを「生活交流の心」と位置づけます。生活圏にある鉄道やバス等の交通の中心であり、
33	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「3. 将来の都市構造」の「賑わい交流軸」の文章がわかりづらい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正後】 ○「都市活動軸」である明治通りとその沿道及び、「都市活動軸」あるいは「地域活動軸」である新宿通りから中央通り(新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」とその沿道を、新宿の賑わいと交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけます。 【修正前】 ○都市活動軸である明治通りと、都市活動軸あるいは地域活動軸である新宿通りから中央通り(新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」)、また、これらの沿道を、新宿の賑わいと交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけます。
34	めざす都市の骨格について、10年後・30年後には新宿はどんなまちになるのか。いくら読み返しても「歩行者にやさしいまち」のイメージがわいてこない。私たちは、今の新宿は“歩行者の量に比べて歩道が狭い”ことが課題だと認識しているが、めざす都市の骨格からこのような認識は読み取れない。 私たちは、歩行者が安心して通行できる歩道を整備してこそ、まちは賑わうと考える。そこで、めざす都市の骨格にこのような認識を明記することを提言する。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、めざす都市の骨格の「軸(じく)」において、都市活動軸、地域活動軸、賑わい活動軸のそれぞれで、歩行者の安全性の確保に関する旨を追記します。
35	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「3. 将来の都市構造」の創造交流の心は、土地利用の方針で都心居住推進地区も位置づけられているため、都心居住の観点からの記載をすべきある。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 将来の都市構造である「創造交流の心」には、都心居住の推進の観点から必要な基盤や環境の整備について示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
36	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「3. 将来の都市構造」の心・軸・環は、答申された骨子では、心について「観光・防災」、軸について「防災・賑わい」、環について「賑わい・生物多様性」の視点を加えると記載されているため、文中の中での補足的な記載ではなく、○印の箇条書きレベルで記述するべきだ。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 骨子答申で示された将来の都市構造における新たな視点については、平成19年策定の都市マスタープランの内容を踏まえながら、記載の充実や新たな表記などを行っています。
37	都市マスタープランのめざす都市の骨格の都市構造図について、「賑わい交流の心」の領域に包含されるとしても、神楽坂駅、牛込神楽坂等も「生活交流の心」に加え、日常の生活圏の核となる箇所として、まちづくりを推進していくべきと考える。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「賑わい交流の心」で位置付けられた各地区については、日常生活にも配慮しながらそれぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めることを示しています。
38	榎地域まちづくり方針について、環状3号線の都計道路整備区間を歩行空間、自転車空間のネットワーク化する旨の記載があるが、当地域の外苑東通り全線の歩行空間、自転車空間のネットワーク化を要望する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 環状第3号線は、都市活動軸として快適な自転車や歩行者空間の確保について示しています。
39	めざす都市の骨格の「2. めざす都市の骨格の考え方」に新宿駅のみならず、新宿区内の各地域で、まちづくりの中心を担う商店街が賑わっていく視点を盛り込むべきである。よって、「めざす都市の骨格の考え方」の「(1)③」として「地域でまちづくりの中心を担う商店街の賑わいを育みます。」を追加すること。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 めざす都市の骨格の考え方において、地域の交流を支える場の形成として、住む人や働く人をはじめ地域の人々にとって身近な商業施設や公共空間等の整備では、交流を支えるコミュニティの場づくりなどを進めることを示しています。
40	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「1. 将来の都市像」に、2月10日の都計審答申内容を踏まえ、平成37年を想定した「めざすまちの姿」を継続し、将来の都市像を継承する旨を記載すべきだ。	e ご意見として伺います。 都市マスタープランの将来の都市像は、平成29年2月10日都市計画審議会答申を踏まえて継承する、「暮らしと賑わいの交流創造都市」を示します。
41	都市マスタープランのめざす都市の骨格の「2. めざす都市の骨格の考え方」の「(5)②持続可能な地球にやさしいまちづくり」は、「(5)世界とつながる……」範疇のレベルなのか。(6)として記述すべき事項と思う。	e ご意見として伺います。 地球環境問題は世界規模の課題です。一都市の責務として、持続可能な地球にやさしいまちづくりを進めたいと考えています。
42	都市マスタープランのめざす都市の骨格の都市構造図について、賑わい交流軸のオレンジ線の下の色は、都市活動軸と風のみちの凡例の色がついているが、見やすく工夫願いたい。	e ご意見として伺います。
43	都市マスタープランのめざす都市の骨格の都市構造図について、賑わい交流の心の神楽坂地区・飯田橋駅周辺地区と神宮外苑地区は、賑わい交流軸で他の賑わい交流の心の地区と交流軸のネットワークを図る事が必要と考える。	e ご意見として伺います。 「賑わい交流軸」は、明治通りと新宿通りと中央通りを位置づけます。将来の都市構造である「賑わい交流の心」など「心」については、「都市活動軸」や「水とみどりの環」などとネットワークを図り都市構造を構成しています。
44	めざす都市の骨格の「2. めざす都市の骨格の考え方」の出だしは、「新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心とします」であり、「3. 将来の都市構造」も最初に新宿駅が位置づけられている。「めざすべき都市の骨格の考え方」、「将来の都市構造」、いずれも区民のくらし、住みつけられるまちということを第一に位置づけるべきである。	e ご意見として伺います。 めざす都市の骨格では、第一に将来の都市像として「暮らしと賑わいの交流創造都市」を描き、「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」などの実現を目指すことを示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
45	めざす都市の骨格「(5)世界とつながる国際都市”shinjuku”を創っていく」について、「②持続可能な地球にやさしいまちづくりを進めます。」の「地球温暖化対策の部分」を、「再生可能エネルギーの活用などを図り、原発に頼らないまちを創ります。同時に、食用油の回収などできることから資源循環型地域の実現をめざします。」とする。	e ご意見として伺います。
46	中井駅は落合地区の低地であり、吹き溜まりの地であり、魅力ある場所ではないため道路整備で十分である。また、神田川や妙正寺川沿いの遊歩道の整備は当面不要ではないか。	f ご質問に回答します。 中井駅周辺は、めざす都市の骨格において生活交流の心に位置づけられていることから、利便性の高い立地特性を生かし、防災を含めた生活に必要な情報発信や人の交流を先導するまちづくりを進めます。 また、神田川や妙正寺川は、同様に水とみどりの環に位置づけられていることから、水に親しめる空間や自然を感じることでできるようまちづくりを進めます。

## 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

### ■土地利用の方針

47	都市マスタープランの土地利用の方針の「(1)土地利用の動向」は、平成13年と比較し、他は平成18年と比較しているのは何故か。また、グラフデータから、公共系宅地、道路が増加したと読み取れない。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 土地利用現況調査を出典とする図は、平成8・13・18・23年の4時点を基本に示していました。特性がわかるよう比較する時点については、平成23と13年の比較を基本的に示すことに変更します。 また、ご指摘のデータについては修正します。
48	都市マスタープランの土地利用の方針の「(1)土地利用の動向」に、新宿区人口ビジョンにより平成42年まで人口増加と記載されているが、①人口ビジョンの高位推計値であるかどうか記されたい。②計画は人口の高位推計値で立案すべきか、リスクを考慮して低位人口推計で行うのが妥当ではないか。③自治総研のものを使用されないのか。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 将来人口の推計については、新宿区新宿自治総合研究所が公表した平成27年国勢調査を加味した将来人口の推計を示します。
49	都市マスタープランの土地利用の方針の「(2)建物の利用動向」の「延床面積」の表記は、表の「延べ床面積」が正しいではないか。いずれにしても表記を統一されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、表記を統一します。
50	都市マスタープランの土地利用の方針について、放射25号、補助72号は、通称名を記し、表記は通称名(都計道名)に統一されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
51	都市マスタープランの土地利用の方針の「(3)都市型産業地区」の記述内容について、現行の都市マスタープラン通りで、10年前と同一である。都市型産業の環境の変化等を踏まえ、新たな土地利用の誘導方針があつてしかるべきと考える。産業振興の基盤インフラの土地利用方針を記述してほしい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、土地利用の方針の「(3)都市型産業地区における土地利用の適正な誘導」の「①都市型産業地区」に、以下の2点を追記します。  ○新宿区の地場産業である印刷・製本関連業などをはじめとする都市型産業が根差した地区として、事業活動に配慮した空間の充実を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図ります。 ○地場産業の歴史や伝統を踏まえ、地域特性に配慮した機能更新の誘導を図ります。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
52	榎地域まちづくり方針について、出版・印刷業の地場産業が今後とも立地して行くかどうか懸念される。地域の出版・印刷業の廃業や規模縮小が身近に見られ、跡地にマンション等が建設されている。大きな敷地規模を有する出版・印刷業の動向に着目した観点からの記載も必要と思う。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、土地利用の方針の(3)都市型産業地区における土地利用の適正な誘導の①都市型産業地区に以下の2点を追記します。</p> <p>○新宿区の地場産業である印刷・製本関連業などをはじめとする都市型産業が根差した地区として、事業活動に配慮した空間の充実を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図ります。 ○地場産業の歴史や伝統を踏まえ、地域特性に配慮した機能更新の誘導を図ります。</p>
53	土地利用の方針の「(2)多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成」の「④幹線道路沿道地区」において、賑わい交流骨格整備地区の整備方針として、「明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道は、魅力ある業務商業機能の集積や歩行空間の回遊性を向上させ、賑わいや交流の骨格となるよう誘導する」とあるが、安心して歩ける歩道を整備してこそ、まちは賑わうので、その旨を明記することを提唱する。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 土地利用の方針では、土地利用区分ごとの市街地整備などに関する方針を示しています。ご指摘の歩行者空間の回遊性の向上や安心して歩ける歩道の整備などに関しては都市交通整備の方針で示しています。</p>
54	「東京都区市町村別人口の予測(H29.3)」が公表され、これによると新宿区の将来人口は平成37年が人口ピークの予測となっている。都市マスタープランの土地利用の方針の「(1)土地利用の動向」の記述と相違し、本計画期間内に人口はピークを迎える(東京都と自治総研との人口推計方法の違い、別としての質問である)。自治総研で新たに人口推計され、これを基に本計画を見直す必要がないか。計画期間内に人口ピークを迎え、持続可能な備えの施策が必要と思うが、本計画にこれが盛り込まれているのか。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 将来人口の推計については、新宿区新宿自治総合研究所が公表した平成27年国勢調査を加味した将来人口の推計を示しています。 これによると人口のピークは平成47年で10年後(平成39年)を展望する本計画の以降に人口のピークが予測されています。</p>
55	都市マスタープランの土地利用の方針の「幹線道路沿道地区」の方針は、沿道土地利用の再編(整備幹線道路(環4、3))、沿道建物の耐震化、背後地の基盤整備、消防活動困難区域解消等について追記されたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 土地利用の方針で示す「幹線道路沿道地区」は、道路沿道の土地利用について示すものです。</p>
56	都市マスタープランの土地利用の方針の「賑わい交流骨格整備地区」に「歩行空間の回遊性を向上させ」とあるが、沿道地区の土地利用方針に記載するのは相応しくないため、再考ねがいたい。なお、記載するのであれば自転車に関しても記述されたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 賑わい交流骨格整備地区は、将来の都市構造における「賑わい交流軸」の位置づけを踏まえた土地利用方針を示しています。</p>
57	都市マスタープランの土地利用の方針の「賑わい交流骨格」の「交流骨格」なる造語は、他の頁では使用されていないため、再考されたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 土地利用の方針において、冒頭に「土地利用区分と市街地整備区分一覧」として示しています。</p>
58	大久保地域に関連するまちづくり方針図(区全体及び地域別)の「賑わいの交流地区」は、大久保通りに限定し、住宅地に入らない様にする。住宅地に観光客等の進入は迷惑。同様に、国立競技場と住宅地の扱いが同じなのは止めて欲しい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 土地利用の方針図において、賑わい交流地区や生活交流地区などは概念として、範囲を示しています。</p>
59	骨子で巻末に添付された資料データは、本冊子に添付されるのか。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 巻末で示します。</p>
60	西落合について、西落合一・二丁目は準工業地域の為、外部者の出入りが多い。準工業地域を解消する必要がある。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 ご指摘の地域は、都市型産業地区として今後も引き続き、都市型産業と住機能の共存のための方策を進めていきます。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方え方
-----------	--------	-------

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

■都市交通整備の方針

61	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「1概況」で、「区平均を下回っています。」と記載されているが、区平均道路密度17.7%を再度記載し、分かり易い文章とされたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、分かりやすい表現になるよう修正します。
62	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「1概況」で、道路名称の前半部の記述方法が違うので、大久保通り(放射25号線)、早稲田通り(補助72号線)、諏訪通り(補助74号線)と記すべきだ。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
63	道路環境の整備について、交通量の激しい新目白通りの面影橋から高戸橋の間の片側にはガードレールがない。植栽だけなので安全のためにガードレールを設置されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市交通整備の方針「(3)歩きたくなる歩行者空間の充実」において、交通安全施設の整備について、追記します。 なお、意見は道路管理者である東京都に伝えます。
64	都市交通整備の方針の「基本的な考え方」には、歩道を拡げて歩行者にやさしいまちにするという理念が見えない。健常者から歩行弱者まで、すべての人が安心して歩ける歩道を整備してこそ、まちが賑わう。ここに歩道を広くするという理念を明記することを提唱する。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市交通整備の方針の「基本的な考え方」において、歩行者の安全確保について、追記します。 【修正後】 こうしたことから、歩行者にとって安全で魅力的な歩行者空間の形成や、新たな移動手段として自転車シェアリングの普及などを推進していきます。 【修正前】 こうしたことから、歩行者にとって魅力的な歩行空間の形成や、新たな移動手段として自転車シェアリングの普及などを推進していきます。
65	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針」で、ゾーン30はドライバーの認識不足により、速度抑制効果が期待されない事が報告されている。狭く、パンプの設置や速度抑制舗装(切削型注意喚起舗装)等のハード整備を行わないと効果が期待できないと考えるため、ゾーン30内の区道へのこのハード整備の導入を願いたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ゾーン30は、交通管理者により区域を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、必要に応じてハード整備などによる安全対策を実施する制度です。区では、交通管理者と協力して安全対策を実施していきます。
66	父は高齢で、腰が痛くなるのであまり外に出たがらない。誰もが歩きやすいまちとするため、ちょっとしたベンチを導入できないか。また、車椅子がもっと使いやすいうちになることを願う。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針では、歩きたくなる歩行空間の充実として、休憩場所の確保や道路等のバリアフリー化を示しています。
67	足を痛めてからは地下鉄や駅の階段を上るのが想像以上に苦痛だ。オリンピックに向かって東京中が巨大ビル建設ラッシュだが、お金は生活に密着したところに優先的に使ってほしい。エレベーターやエスカレーターをすべての駅に設置されたい。安全のためにすべての駅にホームドアの設置を。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針の「(1)人にやさしい公共交通への改善に」において、「区内全駅において、駅の外部(駅前広場や道路など)から改札口を経由したホームまでのバリアフリールートの増設など、駅の規模や状況に見合った整備を鉄道事業者と協力して推進します。また、ホームドアの設置など、駅ホームにおける安全対策を鉄道事業者と協力して推進します。」と示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
68	スーパーその他多くの人が集まる場所には必ず駐車、駐輪場を使いやすい場所設定で設置するよう義務付けられたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針の「(4)交通需要の管理の推進」において、駐車場整備のルールについて検討する旨や、事業者等における駐輪空間の確保について検討する旨を示しています。 なお、駐車場・駐輪場ともに、それぞれ一定規模以上の開発を行う場合は、附置することが義務づけられています。
69	残念なことに私たちが提唱している『明治通りの「新宿御苑バイパス」(仮称)開通後の旧道・花園神社～高島屋付近を速度制限し、歩道を拡げる』という認識が共有できない。バイパスが開通しても旧道がこれまで通りだとすれば、バイパスは単に車だけにしか貢献しないことになる。多額の費用をかけるのだから、旧道の通過車両を減らして、歩行者がゆったり歩ける歩道整備すべきだ。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 エリア戦略の新宿駅東口エリアにおいて、適切な交通コントロールにより、エリア内における道路の歩行者優先化を図ることなどを示しています。
70	都市交通整備の方針の「(2)人と環境に配慮した道路整備」の(幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針)について、「主要区画道路」には「通過交通や速度制限を図るべき地域では、ゾーン30の導入など、歩行者を優先した道路の整備を進める」旨の記述があるが、これは「地区内主要道路」にも適用することを望む。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針において、交通需要の管理の推進としてゾーン30の導入について示しています。
71	無電柱化により、生活道路の環境整備が整うのではないか。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針において、無電柱化を進める旨を示しています。 なお、無電柱化については、今後、無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていきます。
72	区内すべてのホームドア未設置駅の整備が必要だ。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針において、区内全駅での転落防止策の推進について示しています。
73	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「3方針」で、「開かずの踏切対策も視野に入れた都市計画のありかたを検討」と記述しているが、「都市計画のありかた検討」の内容を具体的に記述されたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の都市計画とは「西武鉄道新宿線 連続立体交差事業」と「西武鉄道新宿線 複々線化事業(地下急行線)」です。
74	都市マスタープランの都市交通整備の方針「幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針」で、地区内主要道路の方針に、舗装のカラー標示と記されているが、景観上止めて欲しい。	e ご意見として伺います。 地区内主要道路のカラー舗装については、地域の意見を踏まえたうえで、景観に配慮したうえで実施しています。
75	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針」で、区画道路の機能において「個々の宅地に接続するとともに」と記載されている。不接道宅地の解消も方針に入れるように。	e ご意見として伺います。 道路に接していない宅地は、位置指定道路の指定や建築基準法第43条但し書き規定の活用など、緩和措置等により、建物の建て替えをすでに進めています。
76	都市マスタープランの都市交通整備の方針の「(4)交通需要の管理の推進」で、「新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定年月を記されたい。個別計画書には、必ず年月を記すのは常識である。他も照査されたい。	e ご意見として伺います。 今後策定が予定されている関連計画などについては策定年月を記載していません。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
77	<p>都市交通整備方針図では、神楽坂駅～大久保通り交差点間の早稲田通りが地域幹線道路の表示となっているが、榎地域まちづくり方針図では、地区内主要道路の表示だ。</p> <p>また、エリア戦略ではこの区間の早稲田通りを見直すことが記載されている。表示の統一あるいは整合性を検討されたい。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>神楽坂駅～大久保通り交差点間の早稲田通りは地域幹線道路として位置付けています。そのうえで都市交通整備方針図と単箭地域、榎地域まちづくり方針図それぞれに図示しています。</p> <p>なお、まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略では、未整備の早稲田通りの区間について都市計画のあり方を検討することを示しているものです。</p>
78	<p>都市交通整備方針図などに、区内のゾーン30の指定区域を図示されたい。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
79	<p>4m以上の幅の道路の整備(電線の地中化を含む)を前倒しできないか。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>都市交通整備の方針において、地区内主要道路や主要区画道路を位置づけ、整備を促進する旨を示しています。また、無電柱化を進める旨も示しています。</p> <p>なお、無電柱化については、今後、無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていきます。</p>
80	<p>都市交通整備の方針の「(2)人と環境に配慮した道路整備」の「幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針」について、地域幹線道路は「歩道を快適に利用できる工夫をする」旨の表記がある。私たちは、諏訪通り開通後の早稲田通り(高田馬場駅周辺)及び新大久保駅周辺の早稲田通りについて、歩道を拡げるよう提唱しているが、整備方針にはこのような方向性は伺えない。明記してほしい。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>都市交通整備の方針の「(2)人と環境に配慮した道路整備」にある、「幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針」の表では、道路区分別に基本的な方針を示しています。</p> <p>なお、まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略では、高田馬場駅周辺エリアにおいて、高田馬場駅周辺の早稲田通りのあり方を検討することなどを示しています。</p> <p>また、大久保・百人町エリアでは、大久保通りについて、快適な歩行空間の確保を図ることなどを示しています。</p>
81	<p>西武新宿線と西武池袋線の間の新青梅街道・目白通りに20～30年後位迄に、中野区丸山操車場から飯田橋間LRT(軽量軌道交通)を整備されたい。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
82	<p>都市交通整備の方針の歩行系ネットワーク図の「安全で快適なまちづくりを推進する道路」の内、小滝橋通りから明治通りは早稲田通りの抜け道になっている。抜け道にならない様に、海城学園と戸山小学校の間の道路は拡幅しないで、現在の一方通行の向きを逆にしたい。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>都市交通整備の方針において、地区内主要道路は地区内の交通を処理する役割を担うことを示しています。</p> <p>このため、ご指摘の道路は、安全な快適なまちづくりを推進することとし、一定規模以上の開発などにおいて敷地内に歩道状空地を整備することなどを示しています。</p>
83	<p>都市交通整備の方針の「(1)人にやさしい公共交通への改善」について、「①鉄道やバスの利便性向上」に「○区内公共施設、病院などの施設、観光拠点を巡回するコミュニティバスを導入する。」を追加する。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区内ではおおむね10分程度歩けば最寄りの駅やバス停に到着できることから、著しく交通の利便性が低い地域はないと考えています。このことから、新たにコミュニティバスを走らせることは考えていませんが、今後、バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートの検討などを働きかけていきたいと考えています。</p>
84	<p>都市交通整備の方針の「(2)人と環境に配慮した道路整備」について、「○通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮しながら、整備を進めていきます。」に「住民合意抜きには進めることはありません。」を追加すること。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
85	<p>都市交通整備の方針の「(4)交通需要の管理の推進」について、「①自動車の流入抑制や分散の誘導による交通需要の管理」の○の3番目として「信号は自動車優先ではなく、歩行者優先にします。」を追加すること。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>道路における信号機は通常、歩行者と自動車それぞれの交通の流れを円滑にするために設置されるものであり、それぞれの交通量によって青時間または赤時間の長さが設定されることとなります。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方え方
86	都市交通整備の方針の歩行系ネットワーク図について、歩行系幹線道で、行き止まりの路線が見られ、歩行系ネットワーク機能、回遊性が果たせていない。計画論としておかしくないか。	f ご質問に回答します。 ご指摘は、「地域資源をめぐる道」であると思われます。地域資源をめぐる道では各地域の史跡を巡るルートを示しています。
87	都市交通整備の方針の「(1)人にやさしい公共交通への改善」について、人にやさしいという表記は歩行者を想定するが、この項は鉄道・バスなどの公共交通に関する記述だ。「公共交通への改善」にふさわしい修飾語は「人にやさしい」⇒「安全な」ではないか。	f ご質問に回答します。 都市交通整備の方針において、「人にやさしい公共交通への改善」とは、歩行者も含めた公共交通の利用者を想定し、利用者にやさしい公共交通へと改善することを示しています。
88	都市交通整備の方針について、「環境に配慮した道路整備」では、「遮熱性舗装」をする旨が記述されている。区内には雨水透過性舗装が相当量あるものと想像するが、これとの関係はどうなるのか。雨水透過性舗装は砂利が露出してデコボコ道になり、歩行器に頼ってやっと歩く方が困っているとの声を聞く。デコボコ歩道の整備を明記してほしいと思う。	f ご質問に回答します。 遮熱性舗装は、舗装面の温度上昇を低減させる効果があるため、主に日当たりのよい路線を対象にしています。また、透水性舗装については、雨水の一部を地下に浸透させて、河川や下水道への負担を軽減させる治水対策として実施しています。 透水性舗装の維持管理は、定期的に点検を行い必要な補修を進めていきます。
89	都市交通整備の方針の「(3)歩きたくなる歩行者空間の充実」はおおむね妥当と考えるが、「新宿駅周辺の歩行者ネットワークの整備」で駅前広場がどのように整備されるのか、また新宿通りのモール化がどうなるのか見えない。	f ご質問に回答します。 都市マスタープランでは、都市計画に関する基本的な方針として、都市交通整備の方針に「歩きたくなる歩行者空間の充実」を示しています。 新宿駅周辺の駅前広場やモール化については、地域別まちづくり方針の新宿駅周辺地域まちづくり方針や、まちづくり戦略プランのエリア戦略の新宿駅直近エリア等で示しています。
90	自転車シェアリングについて、区内にある自転車台数(10万台以上)を考えると、貸し自転車1,200台の為に2億円も使うのは費用対効果悪く、駐輪場が貸し自転車専用化され困っているのを、速やかに自転車シェアリング事業からの撤退を求める。貸し自転車は第一義的に観光客の為にあり、オリンピックが終了した時点で直ちに自転車事業を中止することを求める。	f ご質問に回答します。 自転車シェアリングは、都市交通整備の方針において、区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、推進することとしています。加えて、環境に配慮したまちづくりの方針において、環境負荷低減を目的に推進することとしています。

## 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

### ■防災まちづくりの方針

91	防災まちづくり方針図のなかに、「→」の線がある。凡例を表示されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、図示の方法を工夫します。
92	防災まちづくり方針図にある一般緊急輸送道路、特定緊急輸送道路、地区内残留地区の用語解説をされたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、用語解説を示します。
93	防災まちづくり方針図の一般緊急輸送道路は、ハザードマップでは、その他緊急輸送道路と記している。どちらが地域防災計画上の正式名称か。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 平成29年6月版の新宿区地震ハザードマップから、緊急輸送道路の記載を削除しています。 なお、緊急輸送道路については、耐震改修促進計画にて区分けしており、特定緊急輸送道路以外の道路を一般緊急輸送道路としています。 防災まちづくり方針図では、一般緊急輸送道路は、緊急輸送道路に修正します。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
94	防災まちづくりの方針の「(1)災害に強い、逃げないで すむ安全なまちづくり」について、「①都市空間の防災性 の向上」の○の1番目として「最新の知見、震災対策の 動向に常に留意すること。」を挿入すること。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、防災まちづくりの方針の「基本的な考 え方」において、以下のとおり、修正します。  【修正後】 このため、最新の知見、震災対策の動向を常に留意し つつ、道路等の整備や建物の耐震化や不燃化を促進 し、 【修正前】 このため、道路等の整備や建築物の耐震化や不燃化 を促進し、
95	印刷関連業は、首都直下型地震、風水害への対応に ついて、地域団体として積極的に協力を。まず震災対 策として、印刷・同関連業者が自社のBCPを策定する。 自助・共助の意識を高め減災に努める。防災隣組にも 参加を促す。印刷業として非常時の情報インフラに支障 をきたす恐れがある場合、傘下印刷会社は区・防災機 関との連携により情報連絡・広報の一翼を担う。余力が あれば近隣の帰宅困難者への対応を考える。 また、水害対策は神田川・妙正寺川の溢水には近隣 事業所は浸水対応を平時から準備する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 防災まちづくりの方針において、災害発生時の応急・ 復旧対策の整備や風水害対策の強化を示しています。
96	建物の建替えでセットバックしても元の場所に塀を作っ たり、セットバックの部分が駐輪場(大型バイクも含め) になっている。防災のためにも消防車等はいれる道にな るよう区条例で指導願いたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 防災まちづくりの方針において、災害時の安全性を確 保するため、細街路の拡幅整備に積極的に取り組む旨 を示しています。 なお、後退用地については、既存道路と一体的に整備 することや整備済であることを示した表示板等の設置を していただくなど、区の条例で指導しています。
97	防災まちづくりの方針の「(1)①」における、「○災害時 に活用できる自立分散型～」について、賛同の立場から 意見を述べる。 「東京都環境基本計画」に「自立分散型電源の普及拡 大などを進め、低炭素・快適性・防災力を同時に実現す る「スマートエネルギー都市」の実現に向けた施策を展 開している」との記載に沿った内容であるため。また、東 京都が推奨している「LCP住宅の導入」の記載に沿った 防災性の向上に寄与する内容であると考えたため。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご意見のとおり、防災まちづくりの方針で示す災害時 に活用できる自立分散型エネルギーネットワークシス テムや集合住宅におけるLCP住宅の導入など、エネル ギーの多様化等による電力供給の安定化に向けた普及 啓発にあたります。
98	防災まちづくりの方針の「(1)災害に強い、逃げないで すむ安全なまちづくり」について、「③がけ・擁壁、ブロッ ク塀などの崩壊防止の推進」は「(2)建物・都市施設等 の・・・」「①建物の安全性の向上」と整合をとるため、現 在もがけ・擁壁耐震化助成や生垣助成を行っている事を 明記する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市マスタープランは都市計画に関する基本的な方針 として、防災まちづくりの方針に「がけ・擁壁、ブロック塀 などの崩壊防止の推進」を示しています。 ご指摘の助成制度などについては個別計画である耐 震改修促進計画に具体的な施策として示しています。
99	東北大震災、熊本地震の大規模災害を踏まえた、防 災まちづくり方針としては、規定の地域防災計画通りの 従来計画となっている。記載の点について再検討されたい。	e ご意見として伺います。 防災まちづくりの方針は、都市計画審議会の答申を踏 まえるとともに、地域防災計画と整合を図り都市計画に 関する方針として示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
100	<p>災害対策本部(区役所本庁舎)が機能しない場合、バックアップ機能を担う区立防災センター周辺道路の靖国通り、外苑東通りは、一般緊急輸送道路指定のままが良いか。とくに靖国通りと外苑東通り交差点部が液状化可能地域であることから曙橋立体交差橋の耐震性が懸念される。</p> <p>また、靖国通り上に横断歩道橋があり、本庁舎と防災センター間のアクセスは可能か。</p> <p>一般緊急輸送道路指定の外苑東通りと靖国通りに位置する防衛省・警視庁第四方面本部は、東京圏域の地域防災計画に、十分にその機能を果たす事が可能か。外苑東通りと靖国通りは都道であるため、区での防災方針策定が困難である事は理解するが、防災拠点間の連絡強化の取組み姿勢として、関連機関との検討をお願いする。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>災害時には、免震工事が完了した区役所本庁舎が災害対策本部になります。防災センターは本庁舎に甚大な被害が生じた場合を想定し、災害対策本部や災害情報支援システムのバックアップ施設としての機能を有しています。</p> <p>本庁舎と防災センター間のアクセスについては、複数の経路を想定し迂回できるよう対応しています。</p> <p>緊急輸送道路は、区内のみならず都内の防災拠点相互間の連携や他県とのネットワークに大きな役割を担うとともに、地域の防災拠点を連絡するなど、地域における避難路・緊急輸送道路のネットワーク確保に欠かせません。</p> <p>ご指摘の靖国通りや外苑東通りなど一般緊急輸送道路については、今後も引き続き、沿道の建物について東京都と区が適切な役割分担のもとに、連携・協力して耐震化を推進していきます。</p>
101	<p>防災まちづくりの方針の「(1)災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくり」について、「②道路等の公共空間の確保」の○の1番目「防災上重要な道路である都市計画道路の整備を進めます」を削除すること。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>都市計画道路の整備は、交通ネットワークの形成や通過交通の安全性の向上、歩行者環境の改善、災害時の延焼遮断帯の形成など、都市の骨格や機能の形成に必要な不可欠なものです。都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として、都市計画との整合を図り策定します。</p>
102	<p>防災まちづくりの方針の「(2)建物・都市施設等の安全性の向上」①「建物の安全性の向上」について、「○除却費用の助成、建て替え助成の対象を区内全域に広げ、がけ擁壁改修への助成の拡充」を追加すること。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>建物の除却や建替え及び擁壁の改修については、第一義的には所有者等の責務や判断において進められるものであり、区としてはご指摘のような助成拡充は現在のところ考えておらず、これまでの施策を引き続き進めていきます。</p>
103	<p>防災まちづくりの方針の「(5)風水害対策の強化」①「①水害対策の推進」の1番目の「○神田川、妙正寺川について」の後に、「早期に」を挿入する。さらに同項目中「時間降雨75mm対応に引き上げ」と「対策を進めます。」の間に、「100mm対応をめざし」を挿入すること。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>近年の降雨特性の変化等を踏まえ、東京都は平成26年6月に、東京都豪雨対策基本方針を改定し、整備水準を時間75mmに引き上げ、整備に着手しています。</p>
104	<p>防災まちづくり方針図で、①避難道路が新宿区東口周辺地区で指定されているが、これは地域防災計画に位置付けされたものか。②地区内残留地区の指定地域内に、避難道路指定があるのは何故か。帰宅困難者の誘導経路か。③防災を重点課題とされているので、東口の避難道路指定について本文に記載されたい。④東口に避難道路があつて、西口に避難道路の指定が無いのは何故か。⑤東口周辺だけでなく、山手通り、青梅街道区間に当避難路指定があるのは何故か。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>①③避難道路は東京都震災対策条例に基づき東京都指定しています。新宿区地域防災計画においても位置付けられています。</p> <p>②⑤新宿駅西口地域の避難道路は地区内残留地区の西側まで指定されています。また、青梅街道の避難道路指定は、新宿駅西口地域の地区内残留地区までの避難のために指定されています。ご指摘を踏まえ防災まちづくり方針図は地域防災計画と整合を図ります。</p> <p>④避難道路は、避難場所への避難にあたって、長距離(3km以上)の移動を余儀なくされる方や、地域危険度の高い地域を通る可能性がある方が想定される場合に、指定されるものです。新宿駅東口地域の避難場所である新宿御苑ではそのような方は想定されていないため、避難道路の指定はありません。</p>
105	<p>内水氾濫は、地表面・河川・側溝をコンクリート或いはアスファルトで覆う事に原因が有る。近年透水性アスファルト舗装が増えてきたが、目詰まり問題が課題としてあり早急な解決が必要だ。細街路舗装は出来るだけ緑路を考慮されたい。なお、集中豪雨に対しては100mm/hrを基に、長寿命インフラ対策を検討されたい。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>透水機能を回復させるため、計画的に高圧洗浄機により目詰まりを解消しています。</p> <p>なお、集中豪雨対策については、平成26年6月改定の「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、東京都と連携して実施していきます。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の考え方
-----------	--------	-------

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

■みどり・公園整備の方針

106	みどり・公園整備の方針について、複地域のまちづくり方針では、「マンションの一定規模以上の建築計画に対して…緑化の義務付け」とまで踏み込んで記載されているため、みどり・公園整備の方針も同様に、具体的に記述されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 みどり・公園整備の方針のうち「みどりを残し、まちへ拡げる」において、緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成など、接道部の緑化や、建物の屋上緑化、壁面緑化を推進することを示しています。 なお、ご指摘の複地域まちづくり方針における緑化の記載については、みどり・公園整備の方針と整合を図ります。
107	みどり・公園整備方針図において、玉川上水を偲ぶ流れは、本文に記載がない。本文にある「歴史を偲ぶ河川空間」の事か。しっかりと本文に玉川上水と記載すべきだ。また、玉川上水を偲ぶ流れの位置は、四谷駅周辺地区計画区域の三栄通り、あるいは、しんみち通りの位置ではないか。さらに、本文記載の渋谷川再現の箇所を図示されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 みどり・公園整備の方針では、「歴史を偲ぶ河川空間の創出」として、渋谷川の再現について、示しています。玉川上水は、「水やみどりに親しめる環境づくり」のなかで水辺に親しめる空間として、整備や維持管理について、示しています。 なお、ご指摘を踏まえ、みどり・公園整備の方針図において、四谷駅周辺地区計画区域の三栄通り沿いに玉川上水を偲ぶ流れを、新国立競技場沿いに渋谷川の再現を図示します。
108	みどり・公園整備の方針において、「神田川、妙正川、外濠等の水辺を要所とした親水空間の整備」と記されている。要所のみでの整備では「水とみどりの環」は形成されないため、将来都市構造の水とみどりの環が形成される様、隣接区と調整を図って頂きたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 将来の都市構造で示す「水のみどりの環」では、回遊できる連続空間となる、みどりの骨格の形成について示しています。これを踏まえて都市構造図では、隣接区におけるみどりの状況なども示しています。 なお、計画の策定にあたっては隣接区とも連携しながら進めています。
109	みどりが少ない。増やす方向にされたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 みどり・公園整備の方針では、みどりを残し、まちへ拡げるとしてみどりの拡大・整備について示しています。
110	道路環境の整備について、明治通りや早稲田通りで昨年ぐらいから街路樹がどんどん切られている。人にやさしい道路整備であるならば、そして緑豊かなまちづくりにするならば、街路樹の伐採はやめられたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 みどり・公園整備の方針の「(2)みどりを残し、まちへ拡げる」において、国道や都道の幹線道路等においてもみどりの充実を要請することなどを示しています。 なお、意見は街路樹を管理する東京都に伝えます。
111	みどり・公園整備の方針の「(2)④みどりのまちづくり」に、緑被率の引き上げを明記すること。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿の持つ貴重な水辺やみどりの保全・再生・整備の取り組みの成果を示す指標が緑被率の向上であるととらえています。 都市マスタープランでは、みどり・公園整備の方針にみどりの保全・活用や拡大・整備、みどりのまちづくりなど、みどりの保全・創出について示しています。
112	みどり・公園整備の方針において、みどりの環を将来の都市構造とするならば、「生垣化助成等の接道部緑化助成制度拡充」「環を形成するため、『屋上緑化等モデル推進地区』指定地域の拡大」「みどりの推進モデル地区の指定地域の拡大制度の拡充」を盛り込んでいただきたい。	e ご意見として伺います。 みどり・公園整備の方針では、「みどりの骨格の形成」「みどりを残し、まちへ拡げる」などのなかで、みどりの保全・活用やみどりの拡大・整備の方針を示しています。具体的な手法については、個別計画である「みどりの基本計画」などにより示します。
113	みどり・公園整備方針図に、「屋上緑化等モデル推進地区」「みどりの推進モデル地区」を記載すべと思う。	e ご意見として伺います。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
114	みどり・公園整備の方針において、屋上緑化等モデル推進地区指定、みどりの推進モデル地区の指定は平成30年3月31日までだが、期間の延長はあるか。	f ご質問に回答します。 モデル地区の指定期間の延長については、これまでの実績及びみどりの実態調査の結果等を踏まえて検討します。

### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

#### ■景観まちづくりの方針

115	景観まちづくり方針の現況図の超高層建物の位置と高さの図の数字の説明が無い。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、修正します。
116	景観まちづくりの方針において、市街地整備方針による景観格差が生じないような景観施策を望む。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では地域特性に応じた景観に配慮したまちづくりを推進しています。
117	景観まちづくりの方針において、都市景観を破壊する屋外広告の規制強化を強く望む。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 景観まちづくりの方針において「賑わいと潤いのある景観誘導」のなかで屋外広告物の景観誘導について示しています。
118	景観まちづくりの方針の屋外広告物について、景観まちづくり審議会で屋外広告物(フラッグ広告、屋外大型ビジョンを含む)の調査・検討することを求める。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 屋外広告物については、ご指摘のような調査・検討を行った上で、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインを定めています。
119	景観まちづくりの方針において、「(4)区民との連携による景観まちづくりの推進」が記載されているが、ほかの部門には、この節がない。景観にいれるのなら、ほかの部門にもいれるべきである。	e ご意見として伺います。 良好な景観の形成に向けて、取り組む主体や方法が重要となるため、区民、事業者及び区が連携するとともに協力して取り組むことが必要であると考えています。 このため景観まちづくりの方針では、区民との連携による景観まちづくりの推進を示しています。
120	新宿区景観まちづくり計画(H28.4)は、格調高く区のみまちづくり計画が記載されているため、景観まちづくりの方針文は、景観まちづくり審議委員の景観の専門の先生に精査して頂くことを強く望む。	e ご意見として伺います。 まちづくり長期計画の策定にあたっては、景観まちづくり審議会をはじめとした既設の審議会の委員の方々に意見を伺う機会を設けています。

### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

#### ■住宅・住環境整備の方針

121	住宅・住環境整備方針図について、凡例の色調が同じで見づらいので、工夫願いたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、見やすくなるよう工夫します。
122	新宿区の高齢者が、近い将来買い物弱者になる可能性大である。このため、住宅地の土地利用で日用買い廻り品店の存在は貴重だ。商店街の充実の文言の記述はあるが、一歩踏み込んで、商店の整備の視点記述は可能か。 例えば百人町三・四丁目の都営住宅は建て替え前には商店があったが、今は出張販売かコンビニ利用しか出来ない。是非68%の住居系に商店確保の記述をお願いしたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、住宅・住環境整備の方針の「(5)子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり」において、以下のとおり、修正します。  【修正後】 ○大規模な開発や施設建築物のリニューアルの際は、子育て支援施設や高齢者福祉施設、日常生活に必要な商業・サービス施設などを誘導します。  【修正前】 ○大規模な開発や施設建築物のリニューアルの際は、子育て支援施設や高齢者福祉施設等を誘導します。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
123	住宅・住環境整備方針図について、その他「まちづくりに向けた取組み地域」として、まちづくりに向けた取組みを行っているHP記載の地域全部を、今後のまちづくりに向けて啓蒙の一環として記載された方が良いと思う。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 住宅・住環境整備の方針では、地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくりを示しています。これを踏まえて、住宅・住環境整備の方針図では、地域コミュニティを構成する町会・自治会、商店街及び小学校を示しました。 なお、まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略では、現状・課題図として、ご指摘の「まちづくりに向けた取組み地域」について、まちづくり組織やまちづくりルールなどの範囲を図示しています。
124	住宅・住環境整備の方針について、「新宿区高齢者の住まいの安定確保連絡会」の区内の参加組織課名を記載し、全庁的な取組み姿勢が分かる様にされたい。	e ご意見として伺います。
125	住宅・住環境整備の方針の「(3)安定した居住を確保できるしくみづくり」①「高齢者や障害者等の住まいの安定確保」に、「○高齢者や障害者等が入居制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内の不動産団体と連携して、住み替え相談会などによる支援を推進します。」とある。相談会を利用したが、民間賃貸物件はなかった。民間賃貸オーナーが高齢者、障害者等の入居を制限しているので、オーナーの方考え方を改めることが必要で、不動産団体との住み替え相談だけでは問題は解決しない。	e ご意見として伺います。 住宅・住環境整備の方針において、高齢者や障害者等の住まいの安定確保について示しています。 高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、区と不動産業団体と連携して実施している住宅相談等の拡充を図ります。 また、民間賃貸オーナーが安心して高齢者等へ住宅を貸せるよう現在実施している「家賃等債務保証助成制度」等の拡充も図っていきます。
126	住宅・住環境整備の方針の「(3)安定した居住を確保できるしくみづくり①高齢者や障害者等の住まいの安定確保」に、「○新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会の継続を含め、今後、高齢者の住まいの確保に向けての関係団体との連携のしくみづくりを検討します。」とあるが、この文は2通りの解釈が可能である。①連絡会を含め、居住支援協議会との比較を行ない、今後のしくみづくりを検討。②連絡会の継続を前提として、今後のしくみづくりを検討。区の従来方針では②となるが、①を求める。	e ご意見として伺います。 平成27年度に住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場として「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を設置し、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応しています。 今後は、改正住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、同連絡会を活用するとともに、居住支援協議会のあり方について検討してまいります。
127	新宿区は管理不全な空き家の解消(除去)には関心がある様だが、空き家の利活用には否定的である。空室、空き家の利活用により、低廉な賃貸住宅が提供される施策を望む。	e ご意見として伺います。 新宿区では、不動産団体や法律関係団体、金融団体等へのヒアリング調査で、空き家に対する利用のニーズが高いこと、不動産市場での流動性が高いことなどの特徴が挙げられています。このため、区が直接利活用をすることは考えていませんが、所有者等に対する空き家の利活用等の相談体制について検討しています。 なお、管理不全な状態にある空き家等については、所有者等に対して改善指導を行っています。
128	住宅・住環境整備の方針の「(3)安定した居住を確保できる仕組みづくり」の①に「○都市型軽費老人ホームの増設」について追加すべきだ。	e ご意見として伺います。
129	住宅・住環境整備の方針の「(3)安定した居住を確保できるしくみづくり」では、居住支援協議会の設置を示すべきだ。	e ご意見として伺います。 平成27年度に住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場として「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を設置し、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応しています。 今後は、改正住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、同連絡会を活用するとともに、居住支援協議会のあり方について検討してまいります。

意見 No.	意見(要旨)	区の考え方
130	住宅・住環境整備の方針の「(3)安定した居住を確保できる仕組みづくり」の③に「〇区営住宅の増設、家賃助成の充実、公的保証人制度の創設をする。」を追加すること。	e ご意見として伺います。 セーフティネットとしての区営住宅は、人口に比して十分な量が確保されていると考えています。今後は、更新期を迎えた区営住宅の建替えの際に、行政需要や所有形態のあり方も含め、検討していきます。 人口減少時代である今日においても、当面の間、人口増が続く当区においては、どのような目的で助成制度を構築していくか、助成制度のあり方について検討してまいります。 連帯保証人が見つからず、入居が困難な方への支援として、行政が直接保証人となるのではなく、民間保証会社との連携で家賃等債務保証制度の助成等を既に行っており、今後はさらに拡充していきます。
131	住宅・住環境整備の方針「(3)安定した居住を確保できる仕組みづくり」の③に「〇空き家となっている特定住宅を住宅困窮世帯、とりわけひとり親世帯などのために活用する。」を追加すること。	e ご意見として伺います。 特定住宅は、中堅所得者層の子育てファミリー世帯を支援することを目的として、15年間に限り供給している住宅です。そのため、特定住宅をひとり親世帯などの住宅困窮世帯に提供することについては考えていません。
132	住宅・住環境整備の方針について、「リフォームの履歴情報の活用」は、長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合のみの制度ではないか。また、区が住宅関連業者と連携し「住宅履歴情報管理システム」の何を行うのか。制度の仕組みと共に「リフォームの履歴情報の活用」の内容を示されたい。	f ご質問に回答します。 ユニバーサルデザイン等の視点にたった住宅の質の向上において、「住宅性能表示制度」「長期優良住宅認定制度」や東京都が認定する「東京都優良マンション登録制度」への誘導、周知、整備を地域の住宅関連業者との連携により進めていきます。
133	住宅・住環境整備方針図について、当図で方針を示すものが地区計画位置以外なく何を示したいのか不明だ。	f ご質問に回答します。 住宅・住環境整備の方針では地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくりを示しています。これを踏まえて、住宅・住環境整備の方針図では、地域コミュニティを構成する町会・自治会、商店街及び小学校を示しました。
134	住宅・住環境整備方針図について、山吹町一帯が商店街の表示となっている。土地利用方針図では都市型産業地区の表示であり、用途も準指指定であり現況実態と違う。	f ご質問に回答します。 土地利用方針で位置づけている都市型産業地区では、印刷業をはじめとする都市型産業と商店街を含む住宅との共存をめざすことを示しています。
135	今日、日本はこれ以上新築住宅の必要はない。既設住宅のリペア(修復)を考えていただきたい。更に都営・区営の住宅は民間移譲を進めていただきたい。	f ご質問に回答します。 既存住宅の有効活用は重要なことと考えています。一方、更新期を迎えた住宅も多く存在しており、住宅の新たな供給に伴う機能更新は必要であると考えています。 区営住宅は、今後の建替え等の機会に、行政需要や所有形態のあり方も含め、効果的・効率的な管理方法について検討していきます。 なお、区営住宅や都営住宅は、住宅確保困難な方への住宅供給であり、市場経済に基づく民間による運営は困難なことから、一定量を行政が確保すべきものと考えています。
136	違法民泊は区内に3,200あると報告しているが、違法民泊で地域は困っている。区長は慎重な表現を使っているが、民泊の認可に積極的なことが感じられる。驚いたことに、都市マスタープランには民泊の記述はない。	f ご質問に回答します。 民泊については、国で住宅宿泊事業法が可決し、来年6月に施行されます。区は可決前から民泊の課題を精査し、今後条例として定めるべきルールを検討してきました。特に問題となると思われるのはゴミ、騒音等に関することであると思われます。政省令が出た段階で東京都と協議し、区としてどこまで厳しいルールづくりができるか今後検討します。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
-----------	--------	--------

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

■誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

137	誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針について、「歩道整備の限界」と記されている。表現の再考願う。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 違法駐輪がみられることにより、安全な歩行空間の確保が課題となっています。</p> <p>【修正前】 駐輪場の供給部不足に伴う歩道への違法駐輪や、歩道整備の限界により安全な歩行空間の整備不足がみられます。</p>
138	誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図で、一部の公園を赤字で記されている。何を示すか表示されたい。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、凡例を修正します。</p>
139	誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図で、新宿ターミナル協議会の対象範囲と凡例があります。当協議会によって「誰もが豊かに暮らせるまちづくり」の何を協議されているか、脚注に示されたい。あるいは本文に示されたい。当協議会を特筆されるのであれば、他に同様な「誰もが豊かに暮らせるまちづくり」に寄与する活動を行っている団体があるのであれば、新宿駅周辺だけに着目せず、区域全体で同様な協議会、団体の記載を願いたい。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針の「(1)ユニバーサルデザインまちづくり」の「④多様な主体との協働」において、以下を追記します。</p> <p>○新宿駅では、多様な関係者が連携して取り組んでいる新宿ターミナル協議会にて、利便性向上のための施設整備等を進めていきます。なお、この取組みの検討成果を、区内各所で進められているまちづくりにも活かしていきます。</p>
140	オリンピック・パラリンピックを控え、全ての人にやさしいユニバーサルデザインが道路・鉄道駅・各種掲示表示等で推進する必要がある。都区道、駅構内・店舗内等のバリアフリー化(段差の解消等)・視覚障害者誘導用ブロックの設置など。また、高齢者用書類等には文字の大きさに工夫が必要だ。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針のユニバーサルデザインまちづくりにおいて、都市空間や公共施設を対象に整備や改善を進めることなどを示しています。</p>
141	新宿区ではユニバーサルデザインの活用を推進しているが、印刷等サインディスプレイへの利(メディアユニバーサルデザイン)を積極的に採用されたい。色覚障害者、視覚障害者向けの情報発信に配慮、工夫するために印刷業界が協力する。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針において、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、都市空間の形成を示しています。</p>
142	誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図にある、交流を創出する都市空間を示すモア4番街、新宿中央公園、4号街路の社会実験、シネシティ広場で何が行われているか、本文中に内容事例として記すべし。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

■環境に配慮したまちづくりの方針

143	インフラの企画、資材調達、施工、運用、改修、解体に至るライフサイクルで大きなエネルギーの消費やCO2などの環境負荷があります。環境に配慮したまちづくりの方針において、ライフサイクルアセスメントによるライフサイクルコストの縮減についても記載する必要があると思う。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、環境に配慮したまちづくりの方針の「(3)資源循環型のまちづくり」において、以下を追記します。</p> <p>○都市施設や施設建築物について、計画から竣工、維持管理、解体に至る全過程において、環境負荷軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などにより、ライフサイクルコストの軽減を図ります。</p>
-----	--	---

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
144	印刷業はVOC排出について自主規制を行っている。 また、新宿区における適正管理化学物質排出量の内、イソプロピルアルコールについても、引き続き削減への努力を払う責任がある。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 環境に配慮したまちづくりの方針では、土壌汚染や地下水汚染対策を進めることとしています。 ご指摘を踏まえ、大気汚染対策等も含める表記とします。
145	環境に配慮したまちづくりの方針の「(1)②」における、「OICTによるエネルギーの管理」や、「O市街地再開発事業による徹底した省エネ化」について、どちらも賛同の立場から意見を述べる。 国が定めた平成27年度「首都圏広域地方計画」に「～コージェネレーションシステム等効率の高い～」と記載があるとおり、大規模施設においては、特に高効率なコージェネレーションシステムが今後必要と考えるため。西新宿新都心一帯は既に地域冷暖房を導入しているおり、低炭素で高度なエネルギー利用が実現できているため。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご意見のとおり、環境に配慮したまちづくりの方針では、ICTによるエネルギーの管理や、コージェネレーションなどの高効率なエネルギー設備の導入促進や市街地再開発事業等による大規模建築の計画における、徹底した省エネルギー化、建物の高断熱化や再生可能エネルギーの導入、地域冷暖房など効率的なエネルギー利用の促進などを示しています。
146	環境に配慮したまちづくりの方針の「発電電力の状況」で、福島第一原発事故に触れているが、「原発に頼らない」という文言が必要と考え、「(1)①区内全域における推進」の、「再生可能エネルギー、未利用エネルギー」の箇所に「原発に頼らない取組みを進めます」を追記すること。	e ご意見として伺います。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■四谷地域まちづくり方針

147	四谷地域まちづくり方針について、「3)安全・安心まちづくり」に、「敷地の共同化を含めた新宿通り沿道の耐震化促進」を記載されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、防災まちづくりの方針の「(2)建物・都市施設等の安全性の向上」において、以下を追記します。  ○緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進します。
148	若葉地区の木造密集市街地について、個人では共同化の声をあげにくい面があるため、区より共同化の検討区域を掘り起こす働きかけにとりこんでいただきたい。 若葉にあるまちづくり用地を活用した共同化を誘導してもらいたい。この際、地区内には共同化が難しい区域があるため、住み替えができるようにすると、若葉地区全体のまちづくりがうまく循環する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 四谷地域まちづくり方針では、若葉三丁目等の木造住宅密集地域において共同建替えなどを誘導することを示しています。
149	若葉地区の木造密集市街地について、個人では共同化の声をあげにくい面があるため、区より共同化の検討区域を掘り起こす働きかけにとりこんでいただきたい。 若葉にあるまちづくり用地を活用した共同化を誘導してもらいたい。この際、地区内には共同化が難しい区域があるため、住み替えができるようにすると、若葉地区全体のまちづくりがうまく循環する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 四谷地域まちづくり方針では、若葉三丁目等の木造住宅密集地域において共同建替えなどを誘導することを示しています。
150	四谷地域まちづくり方針について、「2)道路・交通」に、「駅及び駅周辺のバリアフリー化」に、アクセシビリティ向上の観点を追加されたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略の四谷駅周辺エリアにおいて、駅からまちへのスムーズな移動のために、エレベーターの設置などによるバリアフリーの整備を図り、誰にも快適な歩行環境の確保に努める旨を示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
151	四谷地域まちづくり方針について、「(2)の1)土地利用・市街地整備」にある「四谷駅周辺」に、四谷一丁目南地区が含まれていることと、方針図の2つめにおいて「地区計画や市街地再開発事業等による四谷地域の拠点の形成」が示すものに四谷一丁目南地区が含まれていることを明らかにされたい。	e ご意見として伺います。
152	四谷地域まちづくり方針について、「(2)の1)土地利用・市街地整備」の「②住機能と業務商業機能の調和を図ります。」において、「四谷一丁目南地区を含む四谷駅周辺の土地利用について、業務商業機能等の集積と都心居住が調和した複合市街地の形成を図ること」を記載されたい。	e ご意見として伺います。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■ 笹笥地域まちづくり方針

153	笹笥地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」で、○に以下の文を追記する。「特に、神楽坂通りが分断されないよう商店街や住民の意見を取り込み、整備後のまちづくりを進めます。」	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 笹笥地域まちづくり方針において、地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備について示しています。また、エリア戦略の神楽坂エリアにおいて、未整備の都市計画道路である早稲田通りのあり方について検討することを示しています。
154	笹笥地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「4)みどり・公園」「④公園及び緑地の整備」の、1番目の○の冒頭に「区内でも緑被率の低い地域であることから、」を挿入すること。	e ご意見として伺います。 新宿区全体の緑被率は17.5%です。笹笥地域は15.6%であり、地域別では上位から6番目となります。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■ 榎地域まちづくり方針

155	榎地域まちづくり方針について、当地区は、都市の構造の骨格となる「心」「軸」「環」となるインフラに乏しい地域であるので、都市構造の骨格に関するまちづくり方針での記載内容が「生活交流の心」と隣接区に位置する神田川の「水とみどりの環」の2項目についてのみである。これにより「活力あるまち」のまちづくり目標が達成されると到底考えられない。目標達成について、さらに記述されたい。 また、都市活動軸、地域活動軸、賑わい活動軸として位置付けられた道路はないが、いずれかの道路を地域内の軸とした整備方針を纏めて頂きたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、榎地域まちづくり方針の「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」において、以下のとおり、追記します。  ③環状第3号線 ○環状第3号線の整備を推進するとともに、まちの変化を踏まえ、沿道周辺のまちづくりを進めます。
156	榎地域まちづくり方針について、早大通り、江戸川橋通りを「水とみどりを楽しめる散歩道」との旗揚げは、違和感がある。早大通りの歩道は、地域の交流と催しの場となる空間です。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、榎地域まちづくり方針図のなかの記載を修正します。
157	榎地域まちづくり方針について、漱石山房の整備位置を図示されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、榎地域まちづくり方針図において、以下のとおり、追記するとともに、漱石山房の位置を示します。  「漱石山房記念館等を観光資源として活用したまちづくりの推進」

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方	
158	まちづくり戦略プランの課題別戦略の戦略eにおいて、「漱石山房記念館など…賑わいづくりを推進」と記されているので、榎地域まちづくり方針について、漱石山房記念館を中心に外苑東通り沿道に点在する史跡を核とし、駅とこれらの核を連結する早稲田通りや外苑東通りを「地域において賑わいを推進する軸」として歩行者・自転車ネットワーク化としての整備の記載を願いたい。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 榎地域まちづくり方針の「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」では、漱石山房記念館等を観光資源として活用したまちづくりの推進について示しています。
159	榎地域まちづくり方針について、昭和時代の区画整理によって建てられた建物の更新時期を迎え、地域の建て替え需要が見られる。今後、これらに注視した土地利用施策を要望する。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご指摘の地区は、土地利用の方針において、低中層個別改善地区、低中層基盤整備地区、中高層住宅整備地区及び幹線道路沿道整備地区などに位置づけ、地区の特性に応じた土地利用の誘導を進めます。
160	榎地域まちづくり方針について、駅や集客施設の駐車場の整備と記されている。駐車需要のある施設の立地は見られないが、早稲田通りの路上駐車施設拡充により、駐車場の整備を想定されているのであれば、むしろ、自転車・歩行者空間の整備とされたい。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 駅や集客施設の駐車場の整備としては、路外駐車場を想定しています。また、早稲田通りについては、地域活動軸として位置付けており都市交通整備の方針において、自転車や歩行空間の確保を進めることを示しています。
161	榎地域まちづくり方針について、市谷柳町交差点南側の環状3沿道上に牛込柳町駅出入口が整備中だ。市谷柳町交差点の交通結節点としての機能を活かした「生活交流地区」としての地区強化を望む。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 榎地域まちづくり方針では、都市の骨格に関するまちづくり方針として、牛込柳町駅周辺は、日常の生活圏の核として賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導することを示しています。
162	榎地域まちづくり方針について、その他「まちづくりに向けた取組み地域」として市谷山伏町・南榎町・榎町・弁天町(牛込台西北地区を位置づけ、今後のまちづくりに向けて啓蒙の一環として記載された方が良いと思う。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 まちづくり方針図は、都市の骨格に関する方針や地域のまちづくり方針で示した内容を図示しています。 なお、まちづくり戦略プランのエリア戦略では、現状・課題図として、ご指摘の「まちづくりに向けた取組み地域」として、まちづくり組織やまちづくりルールなどの範囲を図示しています。 ご指摘の地区については、まちづくり戦略プランにおける、おおむね5年ごとの検証の際に位置づけの検討をしていきます。
163	早稲田～山吹町～榎町界隈を「グラフィックゾーン(仮称)」印刷・製本特区として線引きする。この地域は、住居との混在地域だが殆どの事業所は印刷・製本の中小企業者が集積しているため、住民の十分なコンセンサスを得た上で、住民との摩擦を解消するためにも、道路使用許可等合法的な許可を区と警察との了解を前提に提案する。特区として優先企業を指定し、物流制限時間の設定を行う。	d	今後の取組みの参考とします。 榎地域まちづくり方針では、出版、印刷業などの地場産業や、既存の商店街などを活かしたまちづくりを進めるとともに、住機能との共存を図ることを示しています。
164	榎地域まちづくり方針について、神田川沿いを「水とみどりの環」とされているが、文京区の都市マス(H22)では神田川沿い及び新目白通り、江戸川橋通りを「緑と水のネットワーク」と位置づけている。今後の調整が必要だ。	e	ご意見として伺います。 計画の策定にあたっては、隣接区とも連携しながら進めています。
165	榎地域まちづくり方針について、駅周辺の歩道拡幅区間について、以下を考慮されて歩道整備区間の検討をお願いしたい。「牛込弁天町交差点地区には知的障害者入所支援施設、生活実習所、牛込保健センター、榎町子ども家庭支援センター等が立地しており、早稲田駅から早稲田通りを利用されている」「早稲田通りの馬場下町から牛込弁天町区間の歩道拡幅を願いたい」「江戸川橋駅へのアクセス道路である江戸川橋通りの歩道の拡幅を」	e	ご意見として伺います。 なお、早稲田通りは東京都が管理していますので意見を伝えます。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方	
166	榎地域まちづくり方針について、河川改修とあるが、神田川の事か。神田川であれば区外であり該当しない。また、当地区の神田川は50mm対応の護岸整備済み区間ではないか。	e	ご意見として伺います。
167	榎地域まちづくり方針について、緑地率向上のため、当地区のみどりの推進モデル地区の指定を願う。さらに、建物敷地規模の基準を見直し、接道部緑化の推進を強化して欲しい。	e	ご意見として伺います。 みどり・公園の整備方針の「(2)みどりを残し、まちへ拡げる」のなかで、「緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化、建物の屋上緑化や壁面緑化を進めます」と示しています。なお、具体的な方策は、これまでの実績及びみどりの実態調査の結果等を踏まえて検討します。
168	榎地域まちづくり方針について、ゾーン30の位置の区域を表示されたい。	e	ご意見として伺います。
169	榎地域まちづくり方針について、大久保通り整備に係る整備方針を記載されたい。	e	ご意見として伺います。
170	榎町地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の「①早稲田駅・牛込柳町駅周辺」では、住民合意が整っていないため「○夏目坂通り(環状第4号線)の拡幅整備に合わせ、沿道周辺のまちづくりについて検討します。」を削除すること。	e	ご意見として伺います。 都市計画道路の整備は、交通ネットワークの形成や通過交通の安全性の向上、歩行者環境の改善、災害時の延焼遮断帯の形成など、都市の骨格や機能の形成に必要不可欠なものです。環状第4号線(夏目坂通り)は、東京都において優先整備路線に位置づけられているため、都市計画道路の整備にあわせて沿道周辺のまちづくりなどについて検討していきます。
171	榎町地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」「4)みどり・公園」の②に以下を追記すること。「特に、公園の再整備及び増設による緑被率の向上を進めます。」	e	ご意見として伺います。
172	榎地域まちづくり方針について、江戸川橋から四谷三丁目を結ぶ公共交通機関の運行は新たなバス路線の新設か。	f	ご質問に回答します。 ご指摘の部分は、平成19年策定の現行都市マスタープランにおいて、地域の意見に基づき記載しているものです。 今後も地域の意向を踏まえながら機会をとらえてバス事業者に要望していきます。
173	榎地域まちづくり方針について、環3弁天町地区は4.5mの歩道整備が予定であり、早稲田通り、江戸川橋通りの歩行者系幹線とネットワークを図り、さらに水とみどりの環とのアクセスを図るため、当地区全線の外苑東通りを歩行者系幹線道路とされたい。 また、早稲田通りを歩行者系幹線道路とされたい。	f	ご質問に回答します。 外苑東通り、早稲田通りは、めざす都市の骨格において都市活動軸や地域活動軸に位置づけ、円滑な自動車交通の処理、快適な自転車や歩行者空間の確保などを示しています。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■若松地域まちづくり方針

174	若松地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の②にある、「西早稲田駅周辺の課題」は、基本的に戸塚地域である。	e	ご意見として伺います。 西早稲田駅周辺は、若松・大久保・戸塚の各地域にまたがります。このため、それぞれ地域のまちづくり方針において、地域特性に応じた駅周辺の方針を示しています。
175	若松地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の③にある、「明治通りの課題」は、大久保地域のため削除すること。	e	ご意見として伺います。 明治通りは、若松と大久保の各地域にわたります。このため、双方の地域のまちづくり方針において、沿道に関する方針を示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
176	若松地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の「④環状4号線」について、「〇すでに事業が行われている環状4号線の整備については、住民と適宜話し合いの場を持ち丁寧に行うこと。」また、「〇夏目坂通りを含む環状4号線及び放射25号線の拡幅工事は住民合意がないまま強引に行わないこと。まちづくりについて、地域住民と区及び東京都との話し合いの場を設けること。」を追加すること。	e ご意見として伺います。 環状4号線及び放射25号線は東京都が主体となり整備するものです。ご指摘は東京都に伝えます。
177	若松地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「1)土地利用・市街地整備」に④として、「道路拡幅を前提したまちづくりではなく、道路拡幅の是非を問うところからのまちづくりを地域住民と行うこと。」を追加すること。	e ご意見として伺います。 都市計画道路の整備は、交通ネットワークの形成や通過交通の安全性の向上、歩行者環境の改善、災害時の延焼遮断帯の形成など、都市の骨格や機能の形成に必要な不可欠なものです。都市マスタープランは都市計画に関する基本的な方針として、都市計画との整合を図り策定します。
178	若松地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」に⑦として、「坂の多いまちに安心して移動できるコミュニティバスを導入する。」を追加すること。	e ご意見として伺います。 区内ではおおむね10分程度歩けば最寄りの駅やバス停に到着できることから、著しく交通の利便性が低い地域はないと考えています。このことから、新たにコミュニティバスを走らせることは考えていませんが、今後、バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートの検討などを働きかけていきたいと考えています。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■大久保地域まちづくり方針

179	地域別まちづくり方針の10地域のうち、私たちの会が問題提起している、早稲田通り・大久保通り・明治通りが通る大久保地域、戸塚地域、新宿駅周辺地域について、大久保地域まちづくり方針の「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の「①新大久保駅・大久保駅周辺【賑わい交流の心】」に、『歩道やオープンスペースなどの整備を進める』旨の記述があるが、記述されているのは補助74号線(諏訪通り)や補助72号線についてのみで、肝心の大久保通りの歩道対策には全く触れていない。 大久保地区は大久保通りが主軸だ。大久保通りの歩行者対策を避けた整備方針は何もしないことと同じだ。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、大久保地域まちづくり方針において、大久保通りの歩行者対策について、記載を追記します。 なお、まちづくり戦略プランでは、エリア戦略の大久保・百人町エリアに、重点的な取組みとして、大久保通りについて、快適な歩行空間を確保することを示しています。
180	「地域別人口・世帯数の比較」の大久保地域の世帯数が「表 地域の指標」の世帯数と合わない。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、修正します。
181	大久保地域まちづくり方針図では、地区内主要道路、歩行系幹線道、安全で快適なまちづくりを推進する道路、地域幹線道路、その他の地域幹線道路、その他の地区内主要道路と、道路の種類が多く、道路計画の記述が分かりにくい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、大久保地域まちづくり方針図の凡例について、分りやすくなるよう修正します。
182	大久保地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の「①新大久保駅・大久保駅周辺」では、〇の1つ目を以下と入れ替えること。「大久保通りの歩行者通行の安全な通行のため道路整備と歩道上の環境整備をすすめます。」	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。 【修正後】 〇大久保通りとその沿道は、駅を中心に人が集まることができる空間を確保するなど、 【修正前】 〇大久保通り沿道は、駅前に人が集まることができる空間を確保するなど

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方	
183	大久保地域まちづくり方針について、「(2)道路・交通」に、①の2番目の○として、「大久保通り(小滝橋通り～明治通り間)の歩行者の安全対策を進める。」を追記すること。	a	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、大久保地域の「(2)地域のまちづくり方針」の「(2)道路・交通」において、大久保通りの歩行者空間の確保について、追記します。 また、大久保通りの歩行者の安全対策については、道路管理者である東京都に伝えます。
184	大久保地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の②では、「新しい魅力を周辺につなげる『大久保3丁目西地区』」に加え、「ここ・から広場」を追記すること。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 大久保地域まちづくり方針には、「新宿ここ・から広場」の魅力を活かして、周辺のまちづくりを誘導することなどを示しています。
185	大久保地域まちづくり方針について、「(2)道路・交通」の③の2番目に、「安全で円滑な移動が可能になるように、○○区間において、自転車の走行空間の拡充を図ります。」を追記する。④は上記により、最後の一文「また、…」を削除すること。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針において、幹線道路は自転車走行空間の創出を図ることを示すとともに、将来の都市構造に関する自転車走行ネットワークの方考え方を図に示しました。 なお、ご指摘の自転車専用レーンなど具体策については、自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画に基づく個別計画などにおいて示していくこととなります。
186	大久保地域まちづくり方針の「地域の概況」、「地域の将来像」について、「つつじ」をシンボルにするのは良いかもしれないが、つつじだけでは花を楽しめる時期が限定される。植栽の多様性を求める。	e	ご意見として伺います。 大久保地域まちづくりの方針では、地域内の公共施設や公園などに、つつじを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりを進めることを示すとともに、植栽などの公園整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園整備を進めることを示しています。
187	大久保地域の「地域の主な特徴」にある「④自然資源に恵まれています。」の記述は正しくない。戸山公園は都市公園として整備し、手入れされた人工公園である。	e	ご意見として伺います。 公園内には市街地に比べ多くの生物が生息していると考えられます。戸山公園は大久保地域にあることから、自然資源に恵まれていることについて記載しました。
188	大久保地域の「土地利用・市街地整備」について、旧戸山中学校の跡地も「ここ・から広場(東戸山中学校跡地)」の様な土地利用を望む。早稲田大学との合築には反対する。	e	ご意見として伺います。
189	大久保地域の「道路・交通」について、自転車シェアリング事業の説明から「地域住民の利便性」を削除し、オリンピック終了時に事業撤退することを求める。	e	ご意見として伺います。 自転車シェアリングは、都市交通整備の方針において、区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、推進することとしています。加えて、環境に配慮したまちづくりの方針において、環境負荷低減を目的に推進することとしています。
190	大久保地域の「都市アメニティ」について、歌舞伎町はエリア戦略の対象として、「世界のエンターテインメントシティ歌舞伎町のまちづくりの推進」が掲げられている。歌舞伎町のイメージは歓楽街で、犯罪に巻き込まれるリスクの高い街で、新宿区と警察の有線による警告放送がうるさく、裏通りまでパトカーが巡回監視をしている地域である。この様な歌舞伎町を「世界のエンターテインメントシティ」と認識しているのであれば、新宿区に絶望するだけである。 また、この様な街は浄化すれば、街の魅力が失われる。新宿区としてすることは最低限の防火・防災対策に留め、ダイヤ街の存続を認めるとことである。	e	ご意見として伺います。 区は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組み「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト(クリーン作戦、地域活性化、まちづくり)を区、地元・事業者、TMO、関係行政機関等が官民一体となって、総合的な施策を展開しています。 こうした取組みは継続的に実施することが重要なため、都市計画に関する方針等を示すまちづくり長期計画に掲載しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
191	大久保地域まちづくり方針図その1の「賑わい交流地区」を「賑わい交流骨格整備地区」の範囲に留めて欲しい。住宅地に「賑わい交流地区」とされるのは迷惑である。	e ご意見として伺います。 土地利用の方針図で示している賑わい交流地区と生活交流地区は概念として、範囲を示しています。
192	大久保地域まちづくり方針について、「(1)都市の骨格に関するまちづくり方針」の「①新大久保駅・大久保駅周辺」の、○の3番目として、「新大久保駅については、構内と周辺の混雑解消のため、駅出入口増設を鉄道事業者に申し入れます。」を追記すること。	e ご意見として伺います。
193	大久保地域まちづくり方針について、「(5)都市アメニティ」の①は、日本テレビ跡地再開発が終わったため、その他に開発の可能性がなければ、具体的に記載しないと実現性には疑問を持つ。	e ご意見として伺います。
194	大久保地域の「新大久保駅・大久保駅周辺」の方針について「宿泊施設の整備を誘導」とあるが、市場経済に任せるべきである。エリア戦略には「容積率等の規制緩和による」とある。	f ご質問に回答します。 新大久保駅・大久保駅周辺は、めざす都市の骨格では賑わい交流の心と位置づけられています。また、その地域特性上、宿泊需要は高いと考えています。これらのことから、宿泊施設整備の誘導を図ることとしています。 なお、宿泊施設の整備にあたっては、都市開発諸制度などを活用し、歩行空間や広場などが創出されると考えます。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■戸塚地域まちづくり方針

195	<p>高田馬場駅周辺エリアに関し、都市マスタープランとまちづくり戦略プランとでは、今後取り組むべき姿勢を表現する記述に明らかな差異が見受けられる。</p> <p>都市マスタープランでは、駅周辺の課題や特徴が的確に把握されているにも拘らず、今後の方針は各々整備の促進、検討段階という表現にとどまっている。</p> <p>一方の戦略プランでは、同じく検討事項扱いとはいえ、市街地再開発事業の推進、高度利用地区などの活用、都市再生緊急整備地域の指定など、都市マスタープランより一歩も二歩も進んだ具体的な文言が記載されている。</p> <p>都市マスタープランが、当該エリアの扱いを決定づける上位計画の文章としてはいささか気落ちがする。</p>	<p>a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、戸塚地域まちづくり方針の「(1)①高田馬場駅周辺【賑わい交流の心】」において、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 ○高田馬場駅周辺は、周辺建物の老朽化を踏まえ、市街地再開発事業等を活用し、駅の改良、駅前広場や歩行空間の整備を進め、だれもが使いやすい利便性の高い駅と、商業や文化・交流、教育、宿泊、居住などが集積する拠点の形成を図ります。 ○戸山公園や神田川の水とみどりと調和した、賑わいのある拠点の形成を図ります。</p> <p>【修正前】 ○高田馬場駅周辺は周辺建物の老朽化を踏まえ、市街地再開発事業等を活用したまちづくりの検討が始まっており、だれもが使いやすい利便性の高い駅と周辺のまちづくりについて検討します。 ○増加する観光客や訪日外国人、また国際的な学術交流に対応するため、宿泊施設の整備を誘導します。</p>
-----	--	--

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
196	都市マスタープランの戸塚地域では、「高田馬場駅周辺の市街地再開発事業等を活用したまちづくりの検討」という表記にとどまっている。今後、積極的に高田馬場駅周辺の市街地再活事業等を推し進めていくうえで、「検討」という表記ではなく、「実現に向けて」や「推進」などの表現が適切ではないか。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、戸塚地域の(1)まちづくり方針の「①高田馬場駅周辺【賑わい交流の心】」において、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 ○高田馬場駅周辺は、周辺建物の老朽化を踏まえ、市街地再開発事業等を活用し、駅の改良、駅前広場や歩行空間の整備を進め、だれもが使いやすい利便性の高い駅と、商業や文化・交流、教育、宿泊、居住などが集積する拠点の形成を図ります。 ○戸山公園や神田川の水とみどり調和した、賑わいのある拠点の形成を図ります。</p> <p>【修正前】 ○高田馬場駅周辺は周辺建物の老朽化を踏まえ、市街地再開発事業等を活用したまちづくりの検討が始まっており、だれもが使いやすい利便性の高い駅と周辺のまちづくりについて検討します。 ○増加する観光客や訪日外国人、また国際的な学術交流に対応するため、宿泊施設の整備を誘導します。</p>
197	戸塚地域まちづくり方針における、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」の「②高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備推進」に、『早稲田通り等の無電中化や歩道整備やカラー舗装等による地域特性に応じた歩行者空間の整備をする』旨の記述があるが、肝心の早稲田通りの歩道を拡げなければ、看板倒れた。 高田馬場地区の最大の課題は、早稲田通りの歩道が歩行者量に比べて狭いことだ。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 戸塚地域まちづくり方針において、高田馬場駅周辺は、快適な歩行空間を確保することなどを示しています。 なお、まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略の高田馬場駅周辺エリアにおいて、高田馬場駅周辺の早稲田通りのあり方を検討することなどについて示しています。</p>
198	戸塚地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」の①に、「高田馬場駅戸山口のバリアフリー化と混雑時の危険解消」を追加すること。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 戸塚地域まちづくり方針において、早稲田口や戸山口の周辺整備を検討する旨を示しています。</p>
199	戸塚地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」で、⑤として「明治通りに自転車通行レーン整備」を追加すること。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 都市交通整備の方針において、幹線道路は自転車走行空間の創出を図ることを示すとともに、将来の都市構造に関する自転車走行ネットワークの方考え方を図に示しました。 なお、ご指摘の自転車専用レーンなど具体策については、自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画に基づく個別計画などにおいて示していくこととなります。</p>
200	戸塚地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「1)土地利用・市街地整備」に、「④児童相談センター跡の区民ニーズに応えた有効活用」を追加すること。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■落合第一地域まちづくり方針

201	落合第一地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」で、①の1番目の「○無電柱化…」の冒頭に「都道の全面」を挿入すること。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 東京都では、東京都無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を進めています。</p>
-----	--	--

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■落合第二地域まちづくり方針

202	西落合について、西落合の旭通りの歩行者優先は、車の進入の時間制限を物理的に実施する電動式ポラードを旭通りの主体管理で設置したら如何か。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
-----	---	-----------------------------

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
-----------	--------	--------

〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉  
■ 柏木地域まちづくり方針

203	柏木地域まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「2)道路・交通」に、「○幹線道路沿道や既存の商店街については、再開発による昼間人口の増加に鑑み、商業環境の整備と歩行者の空間充実により、商店街の活性化と混雑の改善を図ります。」を追記すること。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、柏木地域まちづくり方針の「(1)土地利用・市街地整備」において、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 ○幹線道路沿道や既存の商店街については、再開発による昼間人口の増加を見据え、商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、活性化を誘導します。</p> <p>【修正前】 ○幹線道路沿道や既存の商店街については商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、活性化を誘導します。</p>
-----	---	---

〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉  
■ 新宿駅周辺地域まちづくり方針

204	新宿駅周辺まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「3)安全・安心まちづくり」に、「④歌舞伎町の客引き防止対策をすすめます。○客引き防止条例制定後、改善はすすみましたが、引き続き、パトロールの強化など対策をすすめます。」を追記すること。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、「③地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。」の1つ目の○において、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 ○「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。また、客引き防止対策を推進していきます。</p> <p>【修正前】 ○「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組により、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。</p>
205	新宿駅周辺地域まちづくり方針のなかに、「②新宿駅および駅周辺や幹線道路における歩行者の回遊性の充実を図る」とあるが、具体的に駅前広場がどのように整備されるのか、また新宿通りのモール化がどうなるのか見えない。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿駅周辺地域まちづくり方針において、新宿駅東口と西口の駅前空間を充実させることを示しています。 なお、まちづくり戦略プランにおけるエリア戦略の新宿駅直近エリアにおいて、新宿駅東口と西口の駅前広場は沿道建物と一体となった空間整備を図ることを示しています。 また、新宿駅東口エリアにおいて、新宿通りのモール化と適切な交通コントロールによる道路の歩行者優先化などを示します。</p>
206	新宿駅周辺地域まちづくり方針について、西新宿五丁目の木密地域の市街地再開発事業は木密地域の久保の住民にとっては他人事でない。民間の事業に都と区が協力して、地権者の多くが管理費を払うことが出来ないで住み続けることが出来なくなる／追い出すことになる。不動産バブルを誘導する恐れがある。あるいは、不動産バブルが崩壊して、再開発事業が破綻する。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
207	新宿駅周辺まちづくり方針について、「(2)地域のまちづくり方針」の「5)都市アメニティ」に、「⑦風害対策をすすめます。○再開発等による高層ビルの建設が地域に風害をもたらしているため、風向風速の計測をすすめ、植樹などにより風害対策を進めます。」を追記すること。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 一定規模以上の開発にあたっては、建物等の計画段階で環境アセスメントにより、事前に風洞実験などを行い適切な形状となるよう設計を行うとともに、完成後には周辺への影響等を確認する事後評価を実施しています。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
-----------	--------	------------

〈まちづくり戦略プラン 全体〉

208	まちづくり戦略プランについて、文章で使われている「事業中の環状4号線」の部分と夏目坂通りの部分は、明確に区別し、全て「夏目坂通り」に統一すべきである。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
209	まちづくり戦略プランについて、既に都市計画決定をされた道路を含め全国的には事業の見直しが行われている。住民合意もなく、必要性も乏しく、まちの賑わいやコミュニティも壊す道路拡幅計画を強引に進めることを前提した計画は撤回すべき。	e ご意見として伺います。 エリア戦略では、重点的な取組みとして未整備の都市計画道路のあり方を検討することについて示しています。
210	エリア戦略というそもそもの考え、発想がよくわからない。指定されているエリアも含め、エリアそのものの可否を具体的に今後の具体化の中で、討議を重ねていく必要があると思う。このままでは住民が安心して住める環境が破壊されかねない危惧の念を持たざるを得ない。	f ご質問に回答します。 エリア戦略は、エリアの課題を解決するとともに、生活の利便性の向上や来街者の増加などまちの活性化やその効果が周辺地域や区全体に波及していくことを目指すこととしており、都市マスタープランにおける将来の都市構造(心、軸、環)に位置づけられている地域、またはその周辺地域を対象に基本として、設定の考え方を踏まえ、まちづくり推進エリアを設定しました。 なお、おおむね5年ごとの検証を行い、必要に応じて「まちづくり推進エリア」の設定や、対象エリアの範囲、重点的な取組みなどについて見直します。
211	長期計画、特にまちづくり戦略プランでは、基本計画の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」が除かれ、Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」に重点が置かれている。福祉、健康、教育を無視したまちづくり戦略プランは全面的な書き換えが必要である。今からは、それは困難なので、現在のまちづくり長期計画(素案)は基本計画(素案)の関連する個別計画扱いとすべきである。	f ご質問に回答します。 課題別戦略は、都市マスタープランの「めざす都市の骨格の考え方」のうち、社会経済情勢やまちの変化を踏まえ、新たに追記した2つの考え方に基づき、「重点課題」を設定し、『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』、『賑わい都市・新宿の創造』を目指すことを示しています。

〈まちづくり戦略プラン 課題別戦略〉

■課題別戦略 全体

212	狭小かつ老朽化した木造密集市街地の整備(残したい魅力的景観である路地・横丁・田舎道は対象外)。此の整備には主体の協力が不可欠。行政にはお金がない。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 課題別戦略aにおいて、木造住宅密集地域の解消について示すとともに、推進方策として区民・事業者・行政の役割も示しています。
213	課題別戦略では、めざす都市の骨格の5つの考え方からのみにより、重点課題が設定された様に記述されているが、骨子案答申のフローでは、基本計画の5つの基本政策の理念の下に重点課題の設定がなされるフローとなっています。加筆修正願います。	e ご意見として伺います。
214	課題別戦略は、基本計画の施策の方向性と関連の深い内容なので、記載漏れ、記述内容の不整合がないよう調整と最終精査を願いたい。	e ご意見として伺います。 課題別戦略を含むまちづくり長期計画の策定にあたっては、基本計画と整合を図りながら進めています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
215	課題別戦略の各重点的な取組みについて、個別計画名、計画事業名、補助制度を記すとともに、「総合計画書」として政策体系の全体が把握できるものを作成願いたい。	e ご意見として伺います。 まちづくり戦略プランは、今後10年を見据えた計画として、区内全域または地区で抱える課題に対し、区の現状や地域の特性を踏まえて、戦略として重点的な取組みやまちづくりの主体の役割など推進方策を示しています。 具体的な都市計画や個別の事業などとして区が実施するものについては、その財源やスケジュールなどを区政運営の具体的な指針である実行計画で定めます。

### 〈まちづくり戦略プラン 課題別戦略〉

#### ■重点課題1

216	課題別戦略の戦略cにある、がれき一時集積所の確保については、区内のみでは不可能と考える。都と連携した集積所の確保の体制を願いたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 がれきの一時集積所等の確保については、周辺区や東京都と連携しながら方策を検討することになると考えます。
217	課題別戦略の戦略cにある、がれき一時集積所の確保については、がれきのみならず「ごみ・がれき」とされたい。	e ご意見として伺います。 課題別戦略では重点的な取組みについて示しています。
218	課題別戦略の戦略a～cについて、まちづくり長期計画に示されている狭い意味での都市計画では、原子力発電所事故、航空機墜落事故、大規模噴火、ミサイル攻撃に対して無力である。これらの事故では丈夫な建物に避難するのが国の方針の様だが、一時的な避難は可能としても、直撃を受ければお終り。安全安心の基本的方針は原子力発電を止める、人口密集地域上空を飛行しない、富士山からの離れた場所に首都を移動する、外交努力をすることである。	e ご意見として伺います。

### 〈まちづくり戦略プラン 課題別戦略〉

#### ■重点課題2

219	課題別戦略の戦略eに、「交通網が発達しているとともに」とあるが、「交通網が発達し、」に修正願いたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘のとおり、修正します。
220	課題別戦略の戦略eに、「まちづくり構想や地区計画」と記載されているが、「まちづくり構想」とは「まちづくりに向けた取組み」が行われている地区の構想の意味であり地区計画の協定にまで至っていない計画の事を指しているのか、分かり易く記述されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、「まちづくり構想や地区計画など」は、「主に地域住民主体により定めるまちづくり構想や、都市計画で定める地区計画など」に修正します。
221	課題別戦略の戦略fは本来、環境負荷低減の取組みとして交通環境の整備推進を図るものと思われるため、観光の活性化、まちの回遊性の向上と記すのは、違和感があり、「観光の活性化やまちの回遊性の向上の面にも寄与する」と記すべきだ。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。  【修正後】 区民の新たな移動手段として、また、観光の活性化やまちの回遊性の向上が期待できる、自転車シェアリングを推進します。 【修正前】 区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、自転車シェアリングを推進します。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
222	国際都市”shinjuku”について、国際観光都市を目指すうえで宿泊施設は必須ともいえるが、民泊の規制を明示すべきである。民泊について、記載を追加すべきである。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 民泊については、国で住宅宿泊事業法が可決し、来年6月に施行されます。区は可決前から民泊の課題を精査し、今後条例として定めるべきルールを検討してきました。特に問題となると思われるのはゴミ、騒音等に関することであると思われます。政省令が出た段階で東京都と協議し、区としてどこまで厳しいルールづくりができるか今後検討します。 なお、民泊に関する記述は、ご指摘を踏まえ、都市マスタープランの住宅・住環境整備の方針に、以下を追記します。</p> <p>○住宅宿泊事業法等に基づき、民泊の適切な運営等について、新宿区にふさわしい取組みを推進していきます。</p>
223	課題別戦略の戦略dでは、「大久保通りなど未整備の区間については、都市計画のあり方」と記載されているが、都市計画のあり方の具体的取組み内容について示されたい。また、他にも「都市計画のあり方」との記載があるため、同様に示されたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 大久保通りなど優先整備路線ではない都市計画道路については事業着手まで相当な期間を要することが想定されます。そこで戦略では、未整備の都市計画道路である大久保通りなど、今後、地域住民の意向も踏まえた整備のあり方を、周辺のまちづくりなどと併せて検討していきたいと考えています。</p>
224	課題別戦略の戦略fでは、上記と同様、環境負荷の取組みという本来の目的とは関係ない言葉「観光客需要、利用に関するマナー、ルールの周知」がみられる。再考願いたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 新宿WEバスや自転車などの利用促進を図るなど、交通環境の整備を推進することで環境にやさしいまちづくりの実現を目指します。</p>
225	課題別戦略の戦略fに、未整備の都市計画道路の整備促進や交通管理についての記載がない。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 ご指摘については都市マスタープランの都市交通整備の方針に示しています。</p>
226	課題別戦略の戦略dについて、現在の計画ではエスニックタウンがユニバーサルデザインされた国籍不明の過密都市で、欧米先進国があこがれるまちになると思われたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
227	課題別戦略の戦略eに、「イベントの開催」とあるが、これは都市計画事業なのか、本書の記載には相応しくないとと思う。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 まちづくり戦略プランでは重点的な取組みとして、関連する分野別計画との連携・調整を図りながら、都市施設や建物の整備などハードの取組みや、安全で快適な都市空間を創出するハードを支えるソフトの取組みを示します。</p>

## 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

### ■ 四谷駅周辺エリア

228	四谷駅周辺エリアについて、「重点的な取組み」の「②新たな賑わい交流拠点の形成」における、迎賓館赤坂離宮に関する方針には、「周辺の賑わいを創出します」と記載されているが、「新宿通り沿道の商業機能と連携した賑わい創出」として頂きたい。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、四谷駅周辺エリアの「(1)品格ある新たな賑わい創出」の「②新たな賑わい交流拠点の形成」において、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 h)迎賓館赤坂離宮の一般公開に伴い、新宿通り沿道など周辺の賑わい創出を図ります。</p> <p>【修正前】 h)迎賓館赤坂離宮の一般公開に伴い、周辺の賑わい創出を図ります。</p>
-----	---	--

意見 No.	意見(要旨)	区の方	区の方
229	四谷駅周辺エリアについて、「(2)歴史と潤いある駅周辺の空間形成」に、「四谷駅前においては、まちの顔となる魅力的な景観形成を図る」との記載を加えて頂きたい。	a	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、四谷駅周辺エリアの「(2)歴史と潤いのある駅周辺の空間形成」の「①歴史・自然・賑わいが調和した都市空間の形成」において、以下のとおり、修正します。  【修正後】 k)四ツ谷駅周辺や外堀通り沿道では、みどりと潤いのある外濠等の歴史・文化・自然に配慮したまちなみを形成します。 【修正前】 k)外堀通り沿道では、みどりと潤いのある外濠等の歴史・文化・自然に配慮したまちなみを形成します。
230	四谷駅周辺エリアの「重点的な取組み」の「②新たな賑わい交流拠点の形成」において、「四谷一丁目南地区では、地域にふさわしいまちづくりの推進を図ります。」とあるが、「業務・商業の集積と、都心居住が調和した複合拠点の形成」を示して頂きたい。	e	ご意見として伺います。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■神宮外苑・信濃町駅周辺エリア

231	エリア戦略の神宮外苑・信濃町駅周辺エリアについて、外苑東通りの歩道は街路樹を残して植え込み(ゴミの宝庫)をなくして歩道を広くしていただきたい。あわせて外苑東通りは、オリンピック会場のメイン通りですので歩道をきれいにしていれば幸いです。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 神宮外苑・信濃町駅周辺エリアにおいて、外苑東通りは、沿道の賑わい創出や景観形成などを示しています。 なお、意見は道路管理者である東京都に伝えます。
232	エリア戦略の神宮外苑・信濃町駅周辺エリアについて、信濃町駅から無名橋までJR線の上を道路と公園にして見通しの良い空間づくりができないか。加えて、国立競技場へ慶応病院脇第六小学校への歩道が狭いので合わせて対応できないか。	e	ご意見として伺います。 慶応病院脇四谷第六小学校へ向かう道路については、歩道拡幅を含むバリアフリー化工事を実施します。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■外苑東通り沿道エリア

233	エリア戦略の外苑東通り沿道エリアにある「健全な崖」は修正されたい。	a	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。  【修正後】 p)がけ・擁壁がある場所では、その適切な維持を推進します。 【修正前】 p)がけ・擁壁がある場所では、健全ながけ・擁壁の維持を進めます。
234	外苑東通り沿道エリアについて、文章で主に使われている「環状第3号線」はすべて「外苑東通り」に統一すること。	a	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市計画道路について、道路整備に関する内容の記載では、都市計画における路線番号を示すことを基本とし、必要に応じて通称名を併記します。 道路整備に関する内容の記載以外は、通称名を基本とし、通称名がない場合は路線番号を示します。
235	外苑東通り沿道エリアについて、「(1)外苑東通り整備後の新たなまちの形成」で、①に「道路の拡幅で分断されている地域コミュニティの再生を支援します。」を追記すること。	b	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 外苑東通り沿道エリアの戦略では、環状第3号線を軸としたまちづくりの推進の一つとして、賑わいやコミュニティの分断を避けるため、まちのあり方を検討することなどを示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方え方
236	エリア戦略の外苑東通り沿道エリアについて、事業中の外苑東通り区間だけでなく、当地区全体に及ぶ区間を沿道エリアとして指定し、「活力あるまち」の目標達成を望む。	e ご意見として伺います。 エリア戦略では、重点的な取組みとして事業中である外苑東通り沿道のまちづくりなどを示しています。 エリアの設定や重点的な取組みなどはおおむね5年ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
237	エリア戦略の外苑東通り沿道エリアについて、外苑東通りと交差する優先整備路線の大久保通りと早稲田通りの整備についても記載されたい。	e ご意見として伺います。 外苑東通り沿道エリアについては、弁天町交差点から女子医大通りまでをむすぶ事業中の環状第3号線沿道一帯をおおむねの対象としたまちづくり推進エリアに設定し、戦略として重点的な取組みなどを示しています。 エリアの設定や重点的な取組みなどは、おおむね5年ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
238	外苑東通り沿道エリアについて、「(1)外苑東通り整備後の新たなまちの形成」で、②に「拡幅した外苑東通りには自転車専用レーンを創設します。」を追記すること。	e ご意見として伺います。 都市交通整備の方針において、幹線道路は自転車走行空間の創出を図る旨を示しています。 なお、ご指摘の自転車専用レーンなど具体策については、自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画に基づく個別計画などにおいて示していくこととなります。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■若松環4沿道エリア

239	若松環4沿道のエリアから、住民合意のない夏目坂通りの部分は削除すべき。	e ご意見として伺います。 都市計画道路の整備は、交通ネットワークの形成や通過交通の安全性の向上、歩行者環境の改善、災害時の延焼遮断帯の形成など、都市の骨格や機能の形成に必要不可欠なものです。 なお、環状4号線は東京都が主体となり整備するものであることから、地域分断への配慮など関係機関に要請していきます。
240	若松環4沿道エリアを、(仮称)事業中の環4沿道エリアに変更し、河田町交番から若松交差点までのエリアを別だてにする。また、住民合意のない夏目坂通りの部分は削除する。	e ご意見として伺います。 当該エリアの範囲は、まちづくり推進エリアの設定の考え方に基づき、再開発が完了した西富久地区と早稲田通りをつなぐ環状第4号線(一部は放射第25号線と重複)沿道一帯をおおむねの対象としています。
241	若松環4沿道エリアについて、「(1)環状4号線の整備の推進」は、事業中の環状4号線の整備に変更する。	e ご意見として伺います。 当該エリアの範囲は、まちづくり推進エリアの設定の考え方に基づき、再開発が完了した西富久地区と早稲田通りをつなぐ環状第4号線(一部は放射第25号線と重複)沿道一帯をおおむねの対象としています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■大久保・百人町エリア

242	エリア戦略の大久保・百人町エリアについて、桜美林大学新キャンパスの立地を踏まえ、快適な歩行空間のあり方の検討とあるが、図示された桜美林大学の入り口は違う。大学の入り口は都立安全研究センターの並びになる。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、図を修正します。
-----	---	---

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
243	大久保・百人町エリアについて、「(1)新たな賑わいの創出」の「民間開発との連携」とは地上げのことか。うるさくて困っている位なので、「新たな賑わいの創出」は不要。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 a) 民間開発と連携した歩行者空間の充実、周辺の環境に配慮した新たな賑わい創出などを誘導します。</p> <p>【修正前】 a) 民間開発と連携し歩行空間の充実、新たな賑わい創出などを誘導します。</p>
244	大久保・百人町エリアの最大の課題は、大久保通りが歩行者の量に比べて歩道が狭いことだ。大久保通りの歩道問題に取り組まない限り、本気度は伝わらない。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 大久保通りは、駅からの人の流れ等に配慮した滞留場所を含めた空間を確保するとともに、バリアフリー化を図ることを示しています。</p>
245	まちづくり戦略プランの大久保・百人町エリアは、都市マスタープランにおける大久保地域まちづくり方針の繰り返しだ。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として都市計画の分野別、地域別にまちづくり方針を示しています。 まちづくり戦略プランは、都市マスタープランの実現に向けて、重点的な取組みとしてハードやハードを支えるソフトの取組みとともに、推進方策として具体的な手法や各主体の役割などを示しています。</p>
246	大久保・百人町エリアについて、「主な課題」に「5)新大久保駅周辺に、未利用の大規模工場跡地があり、連続した賑わいが不足しています。」とあるが、何故、住宅地にまで賑わいを侵入する必要があるのか。素案作成者の感覚を疑う。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 ご指摘の課題を解決するため重点的な取組みとして、大規模な未利用跡地の開発を契機としたまちづくりの推進を図ることを示しています。 また、開発計画においては周辺の住宅地に配慮した土地利用を誘導することなどを想定しています。</p>
247	大久保・百人町エリアについて、図の「まちづくり推進エリア」の削除を求める。「まちづくり推進エリア」の具体的な内容が解からない。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 エリア戦略では、区民・事業者・行政が連携し、まちづくりを先導するエリアとして、「まちづくり推進エリア」を設定し、エリアごとの戦略を示します。「まちづくり推進エリア」は、駅の周辺や幹線道路沿道など具体的なまちづくりを行う一定の範囲を対象としています。 また、地域の魅力の向上や地域相互の交流のネットワークが拡充するなど周辺地域への相乗効果への期待や、具体的な基盤整備、まちの状況の変化や進捗などを踏まえて設定しています。 大久保・百人町エリアについては、新大久保駅周辺での補助72号線の整備や民間開発計画が進んでおり、来街者による賑わい創出、まちの活性化が期待できることなどから「まちづくり推進エリア」に設定しました。</p>
248	大久保・百人町エリアについて、「(2)地域特性を活かした都市空間の形成」に「大久保通り沿道は、賑わいが損なわれることのないよう配慮しつつ、快適な歩行空間の確保を図ります。」とあるが、賑わいを犠牲にしなければ、快適な歩行空間の確保は出来ない。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>
249	大久保・百人町エリアについて、「推進方策」の「②建物」に、「○容積率等の緩和による、宿泊施設の誘導」、「○地区計画での容積率や道路斜線制限等の緩和による、建物の建替えの促進」とあるが、人口減少で経済規模も縮小する時代に、未だに規制緩和の都市計画なのか。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
250	大久保・百人町エリアについて、「推進方策」の「(2)各主体の役割とまちづくり推進」に、「①区民【まちの運営・管理】〇看板の路上設置の排除や、ごみ出しの生活マナー等についての徹底、多文化共生の推進などに参加します。」とあるが、傍聴した多文化共生まちづくり会議では、外国から来た人々が日本人の生活スタイルに合わせる点では一致していたので、これは、既に住んでいる区民の役割ではなく、外国から来た区民の役割であることを明示することを求める。	e ご意見として伺います。
251	大久保・百人町エリアについて、住宅専用地域での民泊を可能にする住宅宿泊事業法の国の方針に新宿区は反対する意志がない／便乗しようとしているが、地域住民が減り、さらに過密化が進む。	f ご質問に回答します。 民泊については、国で住宅宿泊事業法が可決し、来年6月に施行されます。区は可決前から民泊の課題を精査し、今後条例として定めるべきルールを検討してきました。特に問題となると思われるのはゴミ、騒音等に関することであると思われます。政省令が出た段階で東京都と協議し、区としてどこまで厳しいルールづくりができるか今後検討します。
252	大久保・百人町エリアについて、「推進方策」の「①土地利用」に、「〇都市再生緊急整備地域の指定にあわせた、道路や広場など基盤整備と土地の高度利用」とあるが、勝手に都市再生緊急整備地域の指定をしないで欲しい。	f ご質問に回答します。 エリア戦略において、重点的な取組みを進めるための具体的な手法を活用する際は、地域や関係機関等の意向を踏まえることとしています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■高田馬場駅周辺エリア

253	大久保三丁目にできた超高層ビルのおかげで、毎日人の流れで駅までたどり着くのに時間がかかり、電車に間に合わず困っている。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 高田馬場駅周辺エリアにおいて、ご指摘については課題として捉えており、駅周辺の建物等の更新にあわせて、区有施設も含めた周辺建物と一体となった駅舎や駅出入口、駅前広場のあり方について検討することなどを示しています。
254	大久保三丁目にある超高層ビルに勤めている人が多く、駅周辺道路にあふれてしまい、住民が大変危険である。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 高田馬場駅周辺エリアにおいて、ご指摘については課題として捉えており、駅周辺の建物等の更新にあわせて、区有施設も含めた周辺建物と一体となった駅舎や駅出入口、駅前広場のあり方について検討することなどを示しています。
255	大久保三丁目に超高層ビルができたことにより、一日中殺人的な混雑となり、歩行困難で危なくて歩くのが大変だ。何とかしてほしい。時間差など考えてほしい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 高田馬場駅周辺エリアにおいて、ご指摘については課題として捉えており、駅周辺の建物等の更新にあわせて、区有施設も含めた周辺建物と一体となった駅舎や駅出入口、駅前広場のあり方について検討することなどを示しています。
256	高田馬場駅は、JR、西武線、地下鉄と交通の重要な結節点であり、関係者、地域住民の重大関心事項であり、未だに方向が定まらず何時人命事故など問題が発生してもおかしくない状況と思う。すでに国会、地元組織「新宿まちづくりの会」などでも取り上げられているが、この際、新宿区が東京都、国土交通省ほか関係先と連携し、10年先までのタイムスケジュールも作成し、取り組むべきだ。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 高田馬場駅周辺エリアにおいて、再開発等を視野に入れたまちづくりを進めることなどを示し、区民・事業者・行政の各主体の役割などまちづくりの推進方策を示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
257	高田馬場駅周辺エリアについて、駅及び周辺の課題はJRのホームが狭いことと駅周辺の早稲田通りの歩道が、歩行者であふれていることの2つの課題の解決に真剣に向き合わない限り、本気度は伝わらない。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 高田馬場駅周辺エリアにおいて、重点的な取組みとして駅舎を含む一体的なまちづくりについて交通事業者と連携して進める旨を示しています。 また、早稲田通りのあり方を検討する旨を示しています。
258	高田馬場駅周辺エリアの「②建物」で「文教地区指定の見直し…」とあり、宿泊施設の誘導をするための文教地区解除と推察されるが、解除となればホテル・旅館の建設が可能となるだけでなく、その他の影響もあるため地域住民の合意はもちろん検討は慎重に行うべきである。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 エリア戦略において、重点的な取組みを進めるための具体的な手法の活用にあたっては、地域や関係機関等の意向を踏まえることとしています。
259	高田馬場駅周辺エリアの「①土地利用」では、市街地再開発事業の推進、高度利用地区などの活用、都市再生緊急整備地域の指定、容積率や高さ制限などの緩和の4つ手法が示されているが、区財政への投入や周辺環境への悪影響があるならば賛成できない。	e ご意見として伺います。 高田馬場駅周辺エリアにおいては、駅周辺の課題を解決するために民間活力を活かすこととしており、土地の高度利用に伴う事業により駅前の魅力づくりのための景観形成やバリアフリーなど効果的なまちづくりを進めることとしています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■中井駅周辺エリア

260	新宿区の地場産業のひとつである染色業は、江戸時代から立地し、近年ではそのデザイン性・有用性が高く買われ、『クール・ジャパン』の一つとして海外における日本ブームの引立て役を果たし、区内でも有数の事業所が多い。そこで、神田川周辺の染色工房を巡るプロムナードを設定し、新宿染色ワールドを構築されたい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 中井駅周辺エリアの戦略では、重点的な取組みとして染色業などの地場産業による地域の魅力向上を図ることを示しています。
261	中井駅周辺エリアの戦略の課題図には、今まで私たちが取り上げてきたことが書かれていたが、どうやったら実現できるのか。「戦略」という言葉がそれだけで終わってしまわないよう「協働のまちづくり」を実践すべきである。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 中井駅周辺エリアの「(2)各主体の役割とまちづくりの推進」において、区民・事業者・行政の連携による推進方策を示しています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■西落合エリア

262	エリア戦略の西落合エリアにおいて、「現状・課題図」や「戦略図」に示している通り名は、大正時代に耕地整理事業の際に付けられたものである。 地域では、道路通称名として命名されることは認めたが、一部の通りを除いて、道路名の看板設置に反対した経緯がある。 現在、通り名は、生活するうえで使用されておらず、また、通り名が細かくつけられているため、地域の人のみならず来街者等に混乱を生じさせる恐れがある。通り名を示すうえで、経緯等を踏まえ、記載内容に配慮してほしい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 西落合エリアにおける「現状・課題図」や「戦略図」では、平成25年に公募により設定された「道路通称名」に基づき示しています。意見を踏まえて、説明文等の修正、注釈による道路通称名に関する説明の追記を行います。 【修正後】 1. エリアの概要 ○耕地整理事業が行われた当初に「雪見通り」、「若葉通り」など、それぞれの通りに名称がつけられ、当時の人々の愛着を感じることでできる道づくりが進められてきました。 【修正前】 1. エリアの概要 ○耕地整理事業が行われた当初から「雪見通り」、「若葉通り」など、それぞれの通りに名称がつけられ、道づくりに対する地域の人々の愛着を感じることでできます。
-----	---	---

意見 No.	意見(要旨)	区の方
263	西落合エリアにおいて、街路名を勝手に決めないでいただきたい。戦略図に書いている通り名を昔の人が考えていたのは承知しているが、名前の背景が不明につき、私は一部を除き反対している。西落合交番坂が何故錦通りか良く分からない。根拠を示されたい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、都市マスタープラン及びまちづくり戦略プランの用語解説に、以下を追記します。  【道路通称名】 区では、地域に親しまれる安全で快適な道づくりを行うため、「地域で古くから使われている名称」や「生活の利便性向上に寄与する名称」などを、新たな道路通称名として設定しています。新たな道路通称名の募集は広く一般からの公募により行っており、学識等の検討委員会による審査等を行い設定しています。これまでに90路線の道路通称名を設定し、道路通称名板の整備などを実施してきました(平成28年12月現在)。
264	西落合エリアについて、西落合は、住宅が余っているにも拘らず相変らず集合住宅・戸建て住宅が建設されている。建て直しなど以外は禁止されたい。	e ご意見として伺います。 西落合エリアにおいては、良好な住環境を維持・向上させるために、敷地の細分化の抑制などを進めることなどを示しています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■新宿駅直近エリア

265	新宿駅直近エリアについて、「4. 戦略」には、東口駅前広場の改善策について具体策が見当たらない。具体案作成に際しては、新宿区が“区民フォーラム”を開催して、区民の意向に耳を傾け、透明な設計をすることを願う。	e ご意見として伺います。 新宿駅直近エリアにおいて、東口駅前広場は沿道建物と一体となった空間整備を図ることなどを示しています。
-----	---	--

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■新宿駅東口エリア

266	新宿駅東口エリアでは、明治通りの歩道が狭いことについての認識が見られない。伊勢丹～高島屋間が安心して歩けないという課題は大きな問題だ。課題に加えることを提言する。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿駅東口エリアでは、エリア内における道路の歩行者優先を図ることなどを示しており、日本を代表する賑わいと歩きたくなるまちづくりを進めることを戦略の方向性としています。
267	新宿駅東口エリアにおける、「4-1重点的な取組み」の「(1)歩いて楽しい活力と賑わいのあるまちの整備」「(2)歩いて楽しいまちづくりの推進」に、「(C)増加する来街者等に対応するため、適切な交通コントロールにより、エリア内における道路の歩行者優先を図る」とあるが、これはエリア内の小路に関するもので、私たちが主張している、御苑バイパス(仮称)開通後、花園神社～高島屋間・旧明治通りを対象にしているとは思えない。 バイパス完成後、適切な交通コントロールにより、旧道の歩行者優先を実現してほしい。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿駅東口エリアでは、エリア内における道路の歩行者優先を図ることなどを示しており、日本を代表する賑わいと歩きたくなるまちづくりを進めることを戦略の方向性としています。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■十二社通り・青梅街道周辺エリア

268	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、一般的に、細街路におけるセットバック推進を強化して欲しい。所有者不明の不動産が増えており、また、改築抜きのリフォームもあるため、建て替えを待っていたら100年経ってもセットバックは実現できない。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、十二社通り・青梅街道周辺エリアの「4. 戦略」の(3)①において、以下を追記します。  o)災害時の避難経路として、細街路の拡幅整備とともに歩行者空間の確保を図ります。
-----	---	---

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
269	西新宿五丁目南地区再開準備組合員であるが、当地区の狭い道路や古い建物が密集している状態は、安心して安全に住める街とは言えない。こういった状態を、再開発などによって積極的に解消していくべきだということを、明記してほしい。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、十二社通り・青梅街道周辺エリアの「4-1重点的な取組み」の「(3)地域の安心や魅力の形成」の「①災害に強いまちづくりの推進」において、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 m)木造住宅密集地域では共同建替え、不燃化等を誘導するとともに、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討します。</p> <p>【修正前】 m)木造住宅密集地域では共同建替え、不燃化等を誘導します。</p>
270	西新宿5丁目南地区における不燃化推進特定整備地区整備プログラムで、区は3本の幹線道路を定め拡幅整備を行うことにより、個別建替えの方向で進めている。しかし、民意の中にはこの地区の再開発を希望する声も上がっている。そこで、新宿駅周辺地域まちづくり方針と、十二社通り・青梅街道周辺エリアに、この地区の再開発を視野に入れ、この地域をあらゆる災害に対して、またその復興に対して自助・共助・公助の実践が行い易いように行政側からもまちづくりを推進していただけるようお願いしたい。	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、十二社通り・青梅街道周辺エリアの「4-1重点的な取組み」の「(3)地域の安心や魅力の形成」の「①災害に強いまちづくりの推進」において、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 m)木造住宅密集地域では共同建替え、不燃化等を誘導するとともに、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討します。</p> <p>【修正前】 m)木造住宅密集地域では共同建替え、不燃化等を誘導します。</p>
271	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、特に税務署通りは拡幅したが、閑散としており、路上駐車する車で占領されており、治安面でも不安。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 路上駐車対策や道路上での防犯対策は、都市マスタープランの都市交通整備の方針で示しています。</p>
272	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、西新宿駅から地下道を中野坂上方面に延伸しようとしているようだが、再開発により住民が大幅に増えるため、淀橋交差点付近まで延伸して欲しい。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 都市マスタープランの都市交通整備の方針のなかの「(3)新宿駅周辺歩行者道ネットワーク」において、青梅街道に歩行者道の計画・構想区間を示しています。</p>
273	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、十二社通りの北側の税務署通りは、道が広い割に公共交通機関が通っておらず、賑わいが足りない。路線バス(もしくはWEバス)を通して欲しい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 公共交通整備については、都市マスタープランの都市交通整備の方針で示しています。なお、ご指摘については、機会を捉え事業者に要請していきます。</p>
274	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、青梅街道と税務署通りを接続する道路(グランドタワーとフロントタワーの間)は、交通量の割に信号が無く危険だ(青梅街道側)。安全対策として信号機の設置をして欲しい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 交通安全対策については、都市マスタープランの都市交通整備の方針で示しています。 なお、意見は道路管理者である東京都及び交通管理者である所轄警察に伝えます。</p>
275	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、青梅街道と税務署通りを接続する道路(グランドタワーとフロントタワーの間)の両端に交差点名をつけて欲しい。タクシーに乗っても説明しにくい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 意見は道路管理者である東京都に伝えます。</p>
276	西新宿五丁目南地区再開準備組合においては現在、事業協力者並びにコンサルタントと共に事業化に向けて、地元地権者の合意形成を進めている。ついては、当準備組合の「名称」及び「区域」をまちづくり戦略図において、他地区同様に明示をしていただきたい。また、区の強力なご支援ご協力をお願いしたい。	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、西新宿5丁目まちづくり協議会の設立を示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。</p>

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
277	西新宿五丁目南地区は、道路が狭いことや老朽化した建物が増えているなど課題がある。また、西新宿五丁目は不燃化特区に指定されたエリアであるため、本地区事業は地域に貢献する事業であると思っている。区からは事業推進に協力する言葉をいただいているが、今回の計画において、具体的に本地区が活動していることを明記いただきたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、西新宿五丁目まちづくり協議会の設立を示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
278	当準備組合は新宿区西新宿七丁目において、再開発事業を推進することを目的として、地元地権者により平成21年5月に設立された団体である。本地区の名称及び区域をまちづくり戦略プラン「現状図」に他地区同様明示していただきたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
279	当準備組合は新宿区西新宿七丁目において、まちづくり戦略プラン「戦略図」の「西新宿七・八丁目地区」コメント欄に「幹線道路沿道より推進し、まちづくり波及を図る」と追記していただきたい。また、小滝橋通り、税務署通り交差点付近に地域防災拠点としての広場を位置付けていただきたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。
280	西新宿七丁目にて平成21年より法定再開発の実施を目指して、再開発準備組合を結成しまちづくりの活動・検討を行ってきた。本地区は老朽化した建物が増えており、災害時にはすぐ逃げ込める広場がない状況であり、小滝橋通りの歩道は歩行者が多いのにも関わらず歩道が狭く歩きにくいなど課題が多いエリアである。これらの課題を解決し地域全体へ貢献する為にも、再開発事業が進められるようご協力ご支援を切にお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。
281	西新宿七丁目地区市街地再開発準備組合は平成21年より再開発事業実現に向けて活動を進めてきているので、新宿区まちづくり長期計画に本地区準備組合が活動していることを個別名称を記載し、対外的に明示していただきたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
282	西新宿七丁目について、西側の特別区道210-840線の交通量調査をした結果、かなりの交通量であることがわかった。将来再開発をするにあたり6mに拡幅し、歩行者の安全を確保してほしい。当マンションは築40年を経過し老朽化対策が大変重要な課題になっている。当マンションを含む周辺地域において再開発が検討されているが、区においても積極的な支援をお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
283	西新宿七丁目について、当マンションは、築40年を経過し老朽化対策が大変重要な課題になっている。当マンションを含む周辺地域において再開発が検討されているが、区においても積極的な支援をお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。

意見 No.	意見(要旨)	区の考え方
284	西新宿七丁目について、私が所有する区分所有マンションに於いては、防災上からも早急な老朽化対策が必要であり、再開発の検討を積極的に進めている。区としても早急に当地区の再開発を進めて頂きたい。具体的に再開発の検討地区として位置付ける等の推進に向けての支援・協力を是非お願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
285	西新宿七丁目について、弊社が所有しておりますマンションは今年で築40年を超過し老朽化対策が喫緊の重要な課題となっている。現在、当マンションを含む周辺地域において再開発が検討されているが、私達当事者のみでなく区においても積極的な支援をお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
286	西新宿七丁目について、マンションの老朽化、立替を考えた時に、周辺の建物も併せての再開発を是非進めていただきたい。個別にバラバラよりは総合的に将来に向けての利便性、防災の事も考えに入れて。道路の拡幅等は早急に対応をお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
287	西新宿七丁目について、当マンションは今年で築40年を超過し、老朽化対策が重要になっている。当マンションを含む周辺地域において再開発が検討されているが、区において積極的な支援をお願いしたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
288	西新宿七丁目について、当マンションの前の通りを広くしていただきたい。先日の交通量調査の結果も知り、大変なことだと思った。それに伴い再開発もしていただきたい。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、新宿駅西口エリアや新宿駅直近エリア、大久保・百人町エリアとの歩行者ネットワークの充実を図るため、市街地再開発事業等を含めたまちづくりを検討することなどを示しています。おおむね5年ごとのまちづくり戦略プランの検証にあわせて、まちづくりの進捗などを踏まえ、記載の検討を行います。
289	西新宿五丁目南地区についての再開発事業活動を認知していただき対外的情報発信へと繋げる。 東京都及び新宿区の関係HP ①整備プログラム(西新宿五丁目) ②市街地再開発事業 ③新宿区まちづくりマップ ④新宿区まちづくり長期計画 素案 各種資料等…へ反映する。 支援効果としては、①対外的アピール②区事務局 西新宿五丁目南地区まちづくり協議会への波及効果(南地区有志/地権者に対し、同地区内に再開発事業の周知及びまちづくり思い意識UP)	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、西新宿五丁目まちづくり協議会の設立と示しています。 なお、まちづくり戦略プランはおおむね5年ごとに検証し必要に応じて見直しを行うこととしていますので、その際にご指摘の地区のまちづくりの進捗を踏まえ、記載の検討をすることになります。
290	十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、原案パブコメ回答及び素案に、「エリア戦略」では、「区民、事業者、行政が連携し…」と記載あるが、事業者が参画・支援協力する場合の条件、タイミング、どういったまちづくり手法に適用されるのかを具体的に示すべきでは。	e ご意見として伺います。 エリア戦略で示す重点的な取組みは区民・事業者・行政の各まちづくり主体が連携・共有しながら推進していきます。まちづくりの進捗に応じて、戦略で示す各主体が役割を担いながら具体的な手法の活用を図ります。

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
291	十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、西新宿五丁目南地区まちづくり協議会・世話役会での、協議内容を客観的に見ると区の推奨する拡張予定道路への個別建替(案)以外として、a)共同建替 b)再開発(案)も表明/記載しているが…(案)の詳細を明らかに示さず、出席者への詳細説明なしに進める様に感じる。出席者の提案・考え・思いを聞き、すべての(案)を詳細に開示し協議してほしい。	e ご意見として伺います。 地域のみなさまのご意向を踏まえながら、まちづくりを進めていきます。
292	十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、西新宿五丁目南地区まちづくり協議会エリアは、7.5haが対象だが…同地区に、市街地再開発事業の「西新宿五丁目南地区準備組合」がある(組織の重複)。北地区からの流れ、まちづくり内容の温度差(北は木造が全てなくなる予定…)。壮大なシナリオは考えられないか。誘致(大企業/ホテル/新宿区庁舎の移転計画構想(長期的20年先を見据えて)等…)の検討/可能性は。※南地区は渋谷区と隣接、神田川等の事情にて大胆な発想が必要では。	e ご意見として伺います。 ご指摘の地区については、十二社通り・青梅街道周辺エリアにおいて、西新宿五丁目まちづくり協議会の設立を示しています。 なお、まちづくり戦略プランはおおむね5年ごとに検証し必要に応じて見直しを行うこととしていますので、その際にご指摘の地区のまちづくりの進捗を踏まえ、記載の検討をすることになります。
293	エリア戦略の十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、電柱のセットバックも推進してほしい。せっかく周辺の住居がセットバックしているのに、電柱が道に張り出しているせいで、車が道路を通れない箇所が多過ぎる。歩いてチェックすればわかると思うのだが、誰もチェックしていないのではないか。	f ご質問に回答します。 建替えに際してセットバックが必要となる細街路では、細街路拡幅整備工事にあわせて電柱の移設について電力事業者に要請しています。
294	十二社通り・青梅街道周辺エリアについて、西新宿五丁目の北地区、中央北地区、中央南地区の再開発、協議会の経緯をまとめて、今後の再開発の基礎資料とすることを求める。	f ご質問に回答します。 エリア戦略では、「まちづくりの歩み」として、まちづくりの取組みの経緯の概要を示しています。 また、区内の市街地再開発事業等の詳細については、冊子「まちづくり昨日・今日・明日 新宿区の市街地再開発事業」にまとめており、適宜更新しています。

## 2. その他の意見

295	事業者が法の遵守を消費者へアピールする方法としてプライバシーマーク制度があり、区内数十社の印刷関連、情報サービス事業者がそれを付与されている。区が発注する印刷物・各種業務委託案件にはプライバシーマーク付与事業者に優先発注されることが望まれるが、プライバシーマーク取得には時間と資金を要する。そこで取得希望者への助成金等を考慮されたい。	d 今後の取組みの参考とします。
296	特別養護老人ホーム等をもう少し整備されたい。	d 今後の取組みの参考とします。 現在は富久町国有地を活用し、平成31年7月の開設に向けて整備を進めています。また、これからも整備が可能な公有地の活用について検討していきます。
297	「ラジオ体操などの年齢(景)品を否定しない」「大人からのいじめを必ずなくす」「警察からのおどしをしない」「いじめた人を厳しくする」など、安心して暮らせるまちを望む。	e ご意見として伺います。 まちづくり長期計画における都市マスタープランでは、めざす都市の骨格の「1. 将来の都市像」で、「住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる」や「安全に安心して生活できる」などを示しています。

意見 No.	意見(要旨)	区の方考え方
298	印刷は文化の担い手であり、日常生活に“印刷”を欠くことはできない。幸い新宿区には200社に及ぶ印刷関連企業群が集積し、出版、マスコミ、大学や各種専門学校が立地していることから、新宿区は文化都市、情報・印刷都市の特長を備えている。文化はその発信者、作り手が黒子として存在し、その裾野が広いほど相互の力を発揮できるのである。その強みを我が新宿区は有しており、『芸術・文化の拠点』と言わしめるのであろう。	e ご意見として伺います。 区では、印刷製本関連業をはじめとした伝統産業・地場産業における技術の継承・発展に取り組むとともに、賑わい都市・新宿の実現に向け、新宿のまちの大きな魅力である、多彩な文化芸術資源を活用した取組みを進めています。
299	新宿WEバスは、「地域公共交通への支援」の施策として位置付けられているが、現状の運行ルート上に住んでいる新宿区民は非常に少ないと思われる。住民が多い十二社通りや青梅街道はほとんど通っていない。「地域公共交通への支援」の実施結果が、本来意図している目的を充足しているか、本当に「地域住民の足」となっているか、改めてチェックをして欲しい。	e ご意見として伺います。 新宿WEバスは新宿駅周辺の回遊性の確保と魅力あふれるまちづくりの手段の一つと位置づけており、来街者も含めたあらゆる人の区内移動の利便性を向上し、地域の活性化を目的に導入しています。
300	区から区民への区情報提供の効率改善の推進を前提に、町会とマンション(管理組合)との整合性をとり、カバー率をさらに上げる方策を示せないか。	e ご意見として伺います。 マンション住民等の町会未加入者に対して、加入に繋がる各種の施策を進めていきます。
301	JR新宿駅に超高層ビルを建設し、その中に新宿区役所を移転する。現分散し、機能上種々問題ある歌舞伎町庁舎は隣接地域と一体の総合計画を検討し推進する。	e ご意見として伺います。
302	新宿区、新宿区議会が地元住民、関係組織等と連携し、本計画関連の重点事項について、ここ一兩年内にスケジュールを組み現地検分を実施し、方向性と必要と思われるところから具体的対策を立て、順次実行に着手する事が望ましい。	e ご意見として伺います。
303	事前協議制の導入について、建築紛争を事前に回避するため、狛江市のような事前協議制を導入されたい(平成27年の新宿区住宅まちづくり審議会でも区民委員としてお願いしました)。	e ご意見として伺います。
304	荷下ろし等ができるスペースを敷地内設置の義務づけについて、一定規模以上のマンション等建築物には、ワンルームマンション以外でも荷下ろし等ができる自動車停留空を敷地内に作るよう義務づけていただきたい。東京都の駐車場条例にあるくらいのを。	e ご意見として伺います。
305	ビル風の規制について、一定規模以上のマンション等建築物には、事前にビル風のシミュレーションをして、ビル風が強くなるようなら、建物の形状を変えとかしてビル風で通行人等が被害を受けないようにされたい。	e ご意見として伺います。 一定規模以上の開発にあたっては、建物等の計画段階で環境アセスメントにより、事前に風洞実験などを行い適切な形状となるよう設計を行うとともに、完成後には周辺への影響等を確認する事後評価を実施しています。
306	保養所不要。建物不要。スタッフ不要。他の所に税金を使ってほしい。ロケーションの良い所のホテル、旅館と契約して一人何千円の補助金を出してやればよい。	e ご意見として伺います。

意見 No.	意見(要旨)	区の方 考え方
307	オリンピックの為に羽田空港の機能強化が進められ、新宿区上空を低空で着陸進入する飛行経路が設定されようとしている。その結果、直上を通過する時の航空機騒音は最大70dBに達する。航空機墜落事故の恐れもある。	e ご意見として伺います。 新宿区地域防災計画では、大規模事故発生時には、区及び防災関係機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への被害拡大防止及び救援救護が迅速かつ的確に行われるよう態勢を確立することとしています。市街地における航空機事故については東京消防庁の大規模火災出場計画等により防災機関と連携し対応することとしています。 なお、羽田空港の機能強化による新飛行経路については、区は国に対し、安全対策と騒音対策の徹底と、区民への丁寧な説明を要望しています。
308	新宿区の文化財であっても、皆中神社の出陣の儀では発砲はなかったと思われる。鉄砲組百人隊が今日9月24日にも戸山小学校でホラ貝を吹き、太鼓を叩き、鉄砲をぶっ放し、うるさい。住宅地での発砲は止めて貰いたい。多摩川当たりで実射して欲しい。	e ご意見として伺います。
309	多文化共生は推進しなくても多文化共生化は進むので、それに伴う障害を取り除くことが課題である。多文化共生が多文化強制にならないことを希望する。多文化共生推進課ではなく、多文化共生対策課とせよ。	e ご意見として伺います。
310	パブコメに対する対応の文章作成や判定の一端をコンサルが行っているとすれば、不適切と考える。 パブコメの意見対応の一端の作成をコンサルに行わせる事は、「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」の「施策等の内容を修正する意思決定が区長である事」(規則8条1項(3)、規則実施要領6条)の規定に抵触しないかどうか見解を求める。	f ご質問に回答します。 パブリック・コメントの回答案作成及び対応についての意思決定は、区が行っています。コンサルタントの役割は、寄せられた意見の体系的な整理と、意見と対応一覧のレイアウト整理など、パブリックコメントに対応する区の作業を支援することです。
311	パブコメの意見の公表は、「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」第8条に第6条に準ずるとあり、これまでパブコメ実施案件について広報誌の記載内容は、案件の報告書が作成され、それが閲覧可能である記載があるものの、必ずしも全部の案件でパブコメ意見の公表もされている事の記載がない。是正処置を求める。	f ご質問に回答します。 ご指摘のとおり、パブリック・コメントの意見等の公表は、区のホームページに掲載するとともに、その概要を広報紙に掲載することになっていますので掲載もれのないよう対応します。

## 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

1. まちづくり長期計画に関する意見 .....	48
都市マスタープラン.....	48
まちづくり方針.....	48
地域別まちづくり方針 .....	51
まちづくり戦略プラン.....	55
まちづくり戦略プラン全体 .....	55
エリア戦略 .....	55
2. その他の意見 .....	61

### 〈地域説明会の日程〉

開催日時	会 場
8月25日（金）午後7時～	若松地域センター
8月26日（土）午後3時～	戸塚地域センター
8月28日（月）午後7時～	榎町地域センター
8月29日（火）午後7時～	落合第一地域センター
8月30日（水）午後7時～	角筈地域センター
8月31日（木）午後7時～	牛込笹筈地域センター
9月1日（金）午後7時～	落合第二地域センター
9月4日（月）午後7時～	柏木地域センター
9月6日（水）午後7時～	大久保地域センター
9月8日（金）午後7時～	四谷地域センター

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

## 地域説明会の意見対応

### 1. まちづくり長期計画に関する意見

#### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

##### ■都市交通整備の方針

1	<p>東京都の屋外広告物条例に類した条例が新宿区にもありますが、歩道上には看板、のぼり、商品、自転車、落書きがいっぱいあります。</p> <p>高田馬場や新大久保などに放置された、歩道上障害物の一掃を徹底していただきたい。高田馬場周辺には福祉施設が多い関係上、障害をお持ちの来街者も多く、通行の支障となるばかりか危険です。</p>	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。昨年から条例をつくり、幾つか実績も上がってきています。</p> <p>撤去する場合に法的に訴えられないようなやり方でやらなければ、自治体として賠償責任が発生してきます。歩道上障害物については、繰り返し指導等行いますが置いてあるからといって、すぐには撤去できない事情があることも、ご理解いただきたいと思います。</p>
2	<p>子どもの通学路になっている喜久井町の20番地に運送会社さんの駐車場ができ、子どもと接触してしまう事故が起きるのではないかと心配です。気づきにくいのが車の事故の危険がある場所があるかもしれないので、通学中に危ないと思った場所はないか、各小学校にアンケートなどをして欲しいと思います。その結果を子どもや親に伝え、注意するよう、子どもたちが事故に遭わないよう対応していただきたい。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。</p> <p>区では警察署と、小学校の通学路の安全確認をしています。ただし、順番に回っており、年に5カ所の確認となるため、すぐやってほしいと希望があった小学校に対しては、優先して確認しています。</p> <p>ご指摘いただいた場所については、どのような状況で、それに対して安全対策がなされているのか、学校と確認をしたいと思います。</p>
3	<p>都市交通整備の方針で、「人にやさしい公共交通への改善」として、区内の駅周辺のバリアフリー化を進めるとのことなのですが、この中に東中野駅東口のバリアフリー化は入っていますか。</p> <p>東中野駅の住所は中野区ですが、区長も利用され、私を含む多数の新宿区民が利用しております。あの階段がとにかく大変なことは区長もよく実感されていることと思いますが、区長はどう思われておりますでしょうか。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。</p> <p>JRとしては、東中野駅については新宿区に近い東口ではなく、西口をバリアフリー化しています。当面さらなるバリアフリー化は計画に入っていないという趣旨のことを伺っています。ただし、今後もそういった声が強いのことをしっかり伝えていきたいと思います。</p>
4	<p>大通りから内側の街区に2トン車以上の車は入ってはいけないという看板がありますが、かなり大きな車が常に入ってきています。何とかしていただけないでしょうか。</p>	<p>e</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>担当してる牛込警察署、ご指摘を伝えた上で、対応などについて相談していきたいと思います。</p>
5	<p>区画整理が終わり40年以上たつので、道路がかなり傷んでいます。補修をしている場所もありますが、全体的にこれから直す計画があるかどうかをお聞きしたい。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>区の公園事務所で巡回し、道路監察をしています。特に傷みが進んでいる場所が適切な対応を実施します。</p>
6	<p>自転車について、歩行者と一緒に安全に走っていけるような道づくりがどの程度できるのかというところをお伺いしたいです。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>広い歩道を確保できる所は、歩行者も自転車も安全に通行できるように、歩道上を歩行者帯と自転車帯で色分けするなどしており、新宿通りはそのような設計になっています。</p> <p>都道に関しては、東京都で自転車の専用道や歩車分離など道路の実態に即した整備を行っていきと考えています。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉  
■防災まちづくりの方針

7	災害時の応急給水は早稲田にあります。他には新宿区のどこにありますか。数が少ないのではないのでしょうか。富久町から四谷方面には応急給水がないので、早急につけてほしいです。	d 今後の取組みの参考とします。 区内で現在、応急給水ができる場所は、百人町ふれあい公園、新宿中央公園、早稲田の鶴巻南公園の3カ所です。牛込・四谷地域は、鶴巻南公園の1カ所です。 災害時には、34万人の区民を区内3カ所の応急給水でまかなうとなると、1カ所当たり十数万人、さらに昼間人口は80万人となることから応急給水について、どういう方法がさらにあるのか、考えていきたいと思えます。 生活用水に関しては、学校施設が避難所の場合は、プールの水を貯めておき、冬でも使えるようにはしています。区内全域の中で近くに水場がないところはたくさんあるので、地域の実情に応じ、どのような方法がとれるか、東京都と連携していきたいと思えます。
8	富久さくら公園に応急トイレができたが、汲み取り式です。災害時の汲み取り式トイレは不評なので、下水への直結式にしたい。	e ご意見として伺います。 今後、公園の改修が必要となる際に、どう設計をしたら、今ある管をなるべく有効に活用できるのか等考えてみたいと思えます。

〈都市マスタープラン まちづくり方針〉  
■みどり・公園整備の方針

9	公園法が改正されたことで、公園でいろいろな事が出来るようになったので、都立戸山公園をうまく活用することで学生以外も呼び込めるのではないのでしょうか。	d 今後の取組みの参考とします。 戸山公園については、区民のニーズを聞いた上で、どのような活用が出来るのか考えたいと思えます。 また活性化することでトイレの改善も必要になり、将来的に地下のインフラをどうしていくかといったことについても、所有者である東京都と相談していく必要があります。
10	外濠の水質の問題です。私の娘の旦那はドイツ人で時々来るのですが、やはりあれはみつともない。現在一部工事をやっておられるようですが、できれば2020年、オリンピックまでには、もう少し見てもいいような水にされてはどうかと思えます。	d 今後の取組みの参考とします。 外濠の水質改善については東京都が現在計画を持っています。また、生活用排水や雨水が内陸部から流れ込まないように、別な幹線を新しくつくることで、お濠の水質がこれ以上悪化しないようにする工事も現在進めているところです。 東京都下水道局は、ドイツとも技術提携などをして、交流などもしています。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。  なお、東京都は以下の事業を実施しており、外濠の水質の改善に取り組んでいます。 (1) しゅんせつ作業（濠底に堆積している汚泥の除去するもの）＜平成29年度～平成31年度＞ (2) 流域貯留管工事（降雨時に外濠へ流入する下水を減らすもの）＜平成28年度～平成31年度＞
11	新宿御苑の開園時間は9時から16時で、月曜日休みですから24%の時間しか解放されておりません。御苑研究会を立ち上げたが、16時以降の開放や地下利用（駐車場や文化施設）などはできないか。	e ご意見として伺います。 新宿御苑は植物の研究をするところだったので、今もかなり貴重な植物があります。夜間に踏み荒らしてしまうことによって、木の根を痛めてしまうといったことがありますので、現時点では夜の開放が難しいと考えています。

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
12	新宿御苑の周りを1周できるようなマラソンコースなどがあればよいと思います。 区民の方に花を植えていただく活動や、そこから採れる蜂蜜を使って地元で名物のものをつくり、それを機に養蜂を広め、日本だけではなく世界にも広げようといった野心で始めています。 今日は、建物の上に緑地をつくるだけでなく、地域でこうした活動を行っていることをお伝えさせていただきたいと思いました。	e ご意見として伺います。 今のまちの状況ですとすぐに着手することは難しいと思いますが、毎年1月に新宿シティハーフマラソンを開催しています。新宿御苑の周辺の遊歩道やトンネルがコースになっています。 蜂といかに共存できるか、活動がうまくいってPRしていただいて、ぜひ普及していただければありがたいと思います。
13	早稲田から西は繁盛しているが、若松地区の商店街はゴースタウンになっています。この状況を改善するために東京都と交渉するなどして、戸山公園の開発について、検討していただきたい。	f ご質問に回答します。 戸山公園の多目的広場の活用に関して、整備費の負担が課題です。今後とも、区民が楽しめる場所として東京都と協議していきます。 戸山公園には、花見の時期、休みの日など多くの人がきます。どのような整備の方向性をめざしたら快適で周辺も賑わう場所になっていくのかを考え取り組ませていただきたいと思います。

### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

#### ■景観まちづくりの方針

14	歩道において、お店の前などに様々なものが出ているので、きれいに撤去していただきたい。看板や植木などについてルールを守ることから始めていただきたいと思っています。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 歩道上の看板などについては、新宿区では警察と相談しながら条例をつくり、注意勧告をして撤去するという手順を踏んでいます。重点地域を決めて実施していますが、撤去されても返してくれるからまたやってしまうということも起きています。 罰則としての撤去ということがより効果的なものになるように研究を進めて、歩きやすさ、安全性を追求していききたいと思います。
15	妙正寺川沿いの景観向上策というスローガンだけでは言われましたが、実際は手すりがとても貧弱で、古びて汚れていて、道はペーブも含めてとてもいいとは言えません。具体的に川沿いの景観向上策としてどういう計画をお持ちでしょうか。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 妙正寺川の緑化については、護岸緑化などを推進しています。また、川沿いの植栽に関しては近隣の方々に相談しご了解を得ながら、樹種等を選択しています。 手すりの意匠なども、老朽化したら交換しなくてはなりません。地域の方々も愛着を持っている風景ですので、デザインなどについても地域の意見を東京都にも伝えるようにしていきたいと思っています。
16	アクティブシニアと言われる前期高齢者のような、比較的時間のゆとりのある方で、まちの景観向上などに参加するつもりのある方はいると思いますので、まちづくりの景観向上策を着々と進めていただきたいと考えております。	C ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 世代を問わずこうしたことにボランティアとして参画したいということでお申し出いただきましたので、告知をきちんとさせていただきたいと思っています。

### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

#### ■住宅・住環境整備の方針

17	居住支援協議会はつくらないというのが新宿区の方針ですが、国土交通省は居住支援協議会を都道府県全てにつくり、次に東京都の23区でつくることが目標のようです。既に6区で居住支援協議会はつくられており、新宿区にもつくってほしいと思います。	f ご質問に回答します。 区では同様な機能を持っている組織が既にありますので、現在のところは居住支援協議会をつくる計画はありません。  新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会は、住宅、建築、福祉に係る民間事業者と区の連携の基盤であり、居住支援協議会が担うプラットフォーム機能が確保されています。 今後は、改正住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、同連絡会を活用するとともに、居住支援協議会のあり方について検討してまいります。
----	--	---

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
18	外国人の方がたくさんいらっしゃる場合に、民泊等についてのルールづくりをいかに考えているかという点をお聞かせ願いたいと思います。	f ご質問に回答します。 民泊のルールにつきましては、住宅宿泊事業法が本年6月16日に公布され、今後国が政省令やガイドラインなどを定める予定です。 区では昨年10月から、新宿区民泊問題対応検討会議を立ち上げ、新宿にふさわしいルールとはどのようなものがあるのか、法律がつくられる前に私たちの現場の声を届けて、いかに法律に反映してもらうかという観点から、国に対して要請活動を開始しました。 今回公布された法律は、区の要望もある程度通ったものになっています。例えば、標識の掲示義務が規定されたことで、この部屋は民泊を営業していて、管理者や連絡先が明示をされるということになりました。

### 〈都市マスタープラン まちづくり方針〉

#### ■環境に配慮したまちづくりの方針

19	建て直しいただいた弁天町のコーポラスの配管が悪かったようで、洗濯槽から悪臭がします。何か対策をお願い出来ないでしょうか。また、今後建設するときには注意していただきたいと思います。	e ご意見として伺います。 調査したうえで可能な対策をとらせていただきたいと思います。  なお、弁天町コーポラスにおける臭気については、これまでも居住者から訴えがあったため、調査を行ってきました。今後も住宅連絡員の協力も得ながら、調査の範囲を広げて、引き続き臭気の原因特定に努めてまいります。
20	早稲田通りと環状3号線の交差点、牛込保健センター前、コーポラスからファミリーマートの前、交番との間のファミリーマートの排水口から悪臭がします。なにか対策をしていただきたいと思います。	e ご意見として伺います。 悪臭が漂っているということで、管理者である東京都に伝え原因の調査とその対策をしていただきます。結果については、自治会など連絡会を通じまして報告いたします。

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■地域別まちづくり方針 全体

21	図面が非常にわかりにくく、例えば「樹木の安全と道路沿いの緑化の推進」とあるが、ポイントだけではどの範囲かということがわからない。全部そういう形式になっていて、中が全然見えない書き方になっている。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 図が見にくいというご指摘をいただきましたので、どう工夫ができるのか、いただいたご意見をもとに検討します。  ご指摘を踏まえ、記載した方針の内容に該当する範囲を図示します。
----	---	--

### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

#### ■笹笹地域まちづくり方針

22	笹笹町地域まちづくり方針の「1. 地域の概況」における地形の記載について、「豊島台地と淀橋台地」とあるが、笹笹町に豊島台地はない。「牛込台地」が正しいのではないか。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。  【修正後】 ○地形は、淀橋台地から神田川周辺の低地に向かって下り、 【修正前】 ○豊島台地と淀橋台地で構成され、地形は、台地より神田川周辺の低地に向かって下り、
----	--	---

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
23	都市マスタープランにある地域別まちづくり方針の地域名に、出張所名を冠するのはいかがなものでしょうか。方針骨格においてもまちの記憶を活かすということが掲げられており、旧町名の活用もしたいということも述べられておりますので、ぜひ見直していただきたいと思いをします。	d 今後の取組みの参考とします。 地域別まちづくり方針の策定は、出張所単位での名称になっています。ご意見として記録にとどめておきたいと思いをします。

#### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

##### ■榎地域まちづくり方針

24	緑地率が向上するよう、みどりの推進モデル地区、屋上緑化推進地区、接道緑化の助成制度などを榎地域にもっと取り入れていただきたいと思いをします。	d 今後の取組みの参考とします。 建物を壁面緑化していても、垂直方向に伸びている緑化は緑被率に計算されないという現状があります。例えばブロック塀を生け垣にかえる場合の助成制度を利用していただくなど緑被率を上げられるよう取り組んでいきたいと思いをします。
25	漱石山房が9月にオープンになるが、周辺の道路事情について心配です。多くの人に来て道路が混雑すると予想されるが、区としての対策は考えていますか。駐車場はどこにあるか。	f ご質問に回答します。 漱石山房周辺は住宅地なので、道路の幅や電線の地中化は簡単にはできませんが、道路上はデザイン的に美しくするように工夫をし、現在、工事をしています。 駐車場については、当初、候補地もありましたが、別な目的のほうが緊急になったため、残念ながら漱石山房にはありません。学校や生活道路に面している住宅地でもあり、車でアクセスするのは難しい場所ではないかと考えています。

#### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

##### ■大久保地域まちづくり方針

26	諏訪通りと小滝橋の交差点について、ここは諏訪通りの東から行くと直進できません。小滝橋交差点の直進はいずれやるということは聞いていますが、この10年計画の中にはあるのでしょうか。	d 今後の取組みの参考とします。 諏訪通りの立体化が進められていますが、本線の通行ができるようになるのが平成32年6月の予定です。小滝橋の交差点をどのように変化させることができるか、今後も警視庁と協議していきたいと思いをします。
----	--	---

#### 〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

##### ■戸塚地域まちづくり方針

27	戸塚地域には幅員が2mか3mしかない私道があるが、いつになったら区の方針を4m道路としていただけるのでしょうか。消防自動車や、ごみの清掃車も通れない状態があります。 また、ブロック塀がある家が両脇にあり、いつ大きな地震が来るかと思うと不安です。区としてその一般の家に対してブロック塀を撤去するように提案してもらえるのでしょうか。	b ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 幅員4m未満のいわゆる細街路は、建てかえの際に4m以上に幅員を確保しなければいけないと定められています。 基本的に災害時に避難通路として使えるような道にするため、崖、あるいは壁、塀に関しては、つけかえや撤去する際には一部助成制度があります。 また、違法建築の場合を除いて、私権の制限が適用される場合があり、強制的に撤去させることはできない事例もありますが、引き続き区の条例に基づいて、細街路の幅員整備を進めさせていただきます。
----	---	---

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
28	都電早稲田駅前の新宿区が管理している駐輪場には、雑草が生え、子どもの自転車も半年間ぐらい放置されています。電車に乗る前に吸ったたばこが広場にポイ捨てされている状態でもあるので、月に一度でも二度でも、きれいな状態になるように管理していただきたいと思えます。	<p>b</p> <p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご指摘の雑草や放置自転車については、至急対策をとらせていただきます。管理を委託しているところもあるので、協定を確認した上で、徹底するように申し伝えたいと思います。特にポイ捨てに関しては、路上喫煙による受動喫煙は避けたいと考えており、しっかりやらせていただきます。</p> <p>ご指摘の駐輪場につきましては、9月13日に除草及び清掃を行いました。また、子供用自転車にも警告を行い移動してもらいました。今後は駐輪場がきれいに保たれるよう、整理指導員が随時清掃等を行います。</p>
29	戸二小の通学路の幅が狭く、危険です。再開発をする良い機会なので真剣に考えていただきたいと思えます。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 戸塚第二小学校については、非常に求心力がある施設にもなっていますが、建物が老朽化しているという問題があります。将来のあり方や通学児童、一般利用者にとってどのような選択が適切であるか考え、柔軟に対応していきたいと考えています。</p> <p>戸塚第二小学校に隣接した区域の「高田馬場駅周辺地区」で、地元の皆様を主体とした「まちづくり協議会」を立ち上げ、道路や交通も含めたまちづくりについて検討し、「まちづくり構想案」として取りまとめる予定です。戸塚第二小学校の通学路についても、この協議会の中で検討していきます。</p>
30	<p>昭和30年代に区画整理をした場所で、早稲田通りに並行した幅員5m前後の道路の早稲田通り側に高い建物ができたことによって、その周囲で通行できないくらいの風が吹くようになった。</p> <p>また、ごみを收拾するにも小型自動車しか通れない道路で、三方からは交通制限があるため入れない道路があり、防災上も不安がある。</p> <p>道路を広げていただくことを早く検討・対応していただきたい。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 細街路の拡幅整備を進めるためには、後退部分の権利者の合意と協力が必要であり、継続的に建築主や土地所有者へ、周知啓発と協力の呼びかけを行うことが重要です。 まちの防災性を効果的・効率的に高めるために、引き続き、他のまちづくり施策と連携した啓発活動を進めていきます。</p>
31	高田馬場四丁目の防災機能の強化ということが計画に入っています。具体的にどうということが事業計画で進められているのか、教えていただきたいと思えます。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 防災機能の強化の一つに、細街路の拡幅整備があります。細街路の拡幅整備は、建築主等の協力が不可欠となるため、より一層の周知を図り、建築主等の協力を得ていくことが重要です。</p>
32	NPOの協働センターをまちづくりに活用すると掲げられていますが、場所を借りる際にNPOさんにはいろいろな制約があり、使用においても難しい部分があるので、区としてはどのように活用したいと思っているのか、教えていただきたいと思えます。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 NPO協働センターには様々なNPOがあり、まちづくり取り組んでいるようなNPOもあります。こうした団体と、区民の皆様と、段階ごとに一緒に考えていく機会をつくるような講座をつくりたいということが念頭にあります。 使い勝手ということについては、町会とも相談しながら協働センターに打診をしてみたいと思えます。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

■落合第二地域まちづくり方針

33	<p>西武新宿線中井駅周辺、山手通りの高架下は防災広場としての機能を優先してつくられている。広場整備によって中井通りにゆとりが生まれるかと思いましたが、自転車置場ができて、歩きたくなる道になっていない。景観向上的な意識がまったく見られません。プランター、ベンチ、案内板などの適切な配置が必要であると思います。区民も巻き込んで、プランターの設置、管理など出来る所から始める。特に中井通り側の景観向上策が乏しいということが不満です。</p> <p>ある自治体では、地域の方がまちのプランターの管理を担当し、市民が景観向上に協力する取組みがある。もし機会があれば協力したいと思っている。</p>	c	<p>ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。</p> <p>中井通りについて、西武線のところの都道の陸橋の下が非常に殺風景であるということだと思いますが、改善できる場所は地域の皆様とよく相談させていただきながら、よりよい方法をめざしていきたいと思っています。</p> <p>広場や倉庫の使い勝手についても、実際に使ってみて、いろいろなご意見も出てくると思います。特にプランターの話もございましたが、地域の皆様方が水やりをするにしても相談しながら行いたいと思います。</p>
34	<p>斜面緑地はこのまちにとって、また新宿区にとっても財産であるため、これを上手く保存し、さらに活用していかなければならないと思います。</p> <p>現在の保護樹木制度を利用した斜面緑地保全の方法があるのか、景観法で斜面緑地を維持できるのか、あるいは、新たな風致地区のような形をつくって、これを維持できないのでしょうか。例えば川崎市や八王子市は斜面緑地の保全区域の指定を行っております。このような斜面緑地の区域を指定して、ルールづくりはできるでしょうか。</p>	d	<p>今後の取組みの参考とします。</p> <p>中落合の斜面緑地については、例えば相続が発生した場合に、相続税の支払い等で困難に直面するようなこともあります。緑地を残す、あるいは庭を残そうという活動の中で、地区計画で最低敷地面積の制限を定める方法もあります。相続の際に困らないように支援しつつも、どうすれば資産として残すことができ、結果的にみどりを残すことができるかということを考える必要があります。</p> <p>保護樹木については、管理に関する支援もありますが、同時に、開発行為を行うときに保護樹木があると踏み切れないということで、地主さんからのお申し出によって保護指定を解除するという事も起きております。どのような制度を活用しながら、効果的に緑地や樹木を守ることができるか、地域の皆様と相談をしながら、地域全体のある程度の意見の統一を図りながら、計画やルールを定めていかなければならないと思います。</p> <p>なお、景観法等に基づく取組みについては、景観まちづくり計画とそれを推進するための指針として定められている景観形成ガイドラインを活用し、貴重な景観資源である斜面緑地を保全し、将来にわたり継承してまいります。</p>

〈都市マスタープラン 地域別まちづくり方針〉

■柏木まちづくり方針

35	<p>柏木地域まちづくり方針の「みどり・公園」から「神田川沿いのみどりの充実、良好な景観の形成」という項目が削除されたのは何故ですか。</p>	f	<p>ご質問に回答します。</p> <p>神田川流域のみどりは、10年前に現行都市マスタープランを策定した時点では、河川改修を実施していました。神田川の遊歩道がまだ貫通していなかったことによる記載です。</p>
36	<p>柏木地域まちづくり方針の「道路・交通」から「安全に歩ける道路の整備」という項目が削除されたのは何故ですか。</p>	f	<p>ご質問に回答します。</p> <p>まちづくり方針の都市交通整備の方針で「歩きたくなる歩行者空間の充実」として、安全で快適な道づくりについて位置づけています。歩行者に安全な道づくりについては、現行都市マスタープランから拡充した内容となっています。</p> <p>地域の実情に応じた歩行者優先の道路整備の検討として、安全に歩ける道路の整備についての考え方をまとめて記載しています。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

〈まちづくり戦略プラン 全体〉

37	配布資料の「【参考】推進方策の展開例」は昔からある地区計画と似ているような気がします。	d 今後の取組みの参考とします。 地区計画は、開発あるいは建てかえについてだけではなく、まちを保全するという立場からのルールも決めることもできますので、まずは地域の皆様と意見交換を十分すべきであると思っています。
38	配布資料の「【参考】推進方策の展開例」に「まちづくり組織の設立」とありますが、提案をさせていただきたいことが、具体的にたくさんあるのですが、どういう立場になれば提案させていただけますか。	f ご質問に回答します。 筆箭の地域センター、PTAに所属されていることから青少年育成委員会など、地域の行事に関するご意見を述べていただいたり、参画することができる場もあります。それぞれの中で定員、任期があり、タイミングの問題などもあると思います。 また、活動の種類が望まれているものと違うということもあると思いますので、出張所のボランティア窓口でどういう活動ができるのか、募集している団体があるのか、社会福祉協議会と情報交換しながら、ご相談に乗ることができると思います。
39	まちづくり長期計画に、エリア戦略の「推進方針」として行政だけではなく我々区民、そして事業者というトライアングルがあって、これはまさに住民自治だと思います。区長として具体的に、我々区民に対して、こういう係わり方をしてもらいたいという考えはありますか。	f ご質問に回答します。 新宿区では、育児の課題について、待機児童問題もありますが、6歳から12歳までの小学校を卒業するまでの問題をどうするのか、地域としてどうやって学校を支えていくかといったことが大切です。地域の皆様にも今回全ての小学校で地域協働学校になったので、そこで地域の皆様にご参画いただきたい。 これから先、行政だけでは全てを賄うことができない中、それがやはり地域の皆様と、そして、その管理者たる区がしっかり連携しながら信頼できる事業者さんの協力を得て、よりよいサービスを完成させていきたいと考えております。

〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

■エリア戦略 全体

40	配布資料の「【参考】推進方策の展開例」は、何を目的とするのですか。西落合三、四丁目の西落合エリアを考えると、何を推進しようとしているのか、目的がよく見えませんでした。 一方で、西落合一、二丁目は今回、戦略エリアから抜けました。一、二丁目は大変難しい仕組みづくりが考えられるので、もっと易しく、まちづくりとしてこういう展開ができるといったアドバイスをいただければ、ありがたいと思います。	d 今後の取組みの参考とします。 西落合エリアは、周囲の都市計画道路である中野通りの事業が動き始めたことにより推進エリアとして設定しました。また、新青梅街道沿いは商店が少なくなり、日常の利便性が低下しつつあり、住宅地としての様にしていくのがよいか考える必要があります。 さらに、落合はみどり豊かな屋敷が多く残っており、こうしたみどりをいかに守っていくかといったことも地区計画の中で検討していく必要があると思っています。地域主体で地区計画を策定するにあたって、区としてマネジメントなどの支援や技術的な事を担う専門家の派遣などもできると思います。  まちづくりは、都市マスタープランの各分野に関するまちづくり方針や特別出張所の区域を基本とした10の地域別まちづくり方針等に基づき進めます。 また、まちづくり推進エリアについては、おおむね5年ごとに検証する中で、必要に応じて新たなエリアの設定などを検討します。
41	まちづくり戦略プランについて、まちづくり推進エリアになっていない住宅地については、まちづくりを進める上でどうかかわっていくのか、プランを策定するときにわかりやすくプレゼンしていただきたい。	f ご質問に回答します。 まちづくりは、都市マスタープランの各分野に関するまちづくり方針や特別出張所の区域を基本とした10の地域別まちづくり方針等に基づき進めます。 また、まちづくり推進エリアについては、おおむね5年ごとに検証する中で、必要に応じて新たなエリアの設定などを検討します。

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
42	<p>柏木地域の北新宿一、二、三、四丁目は、エリア戦略のまちづくり推進エリアに組み込まれていません。西新宿六、七、八は入っている。まちづくり推進エリアはどう決めているのか、何で北新宿一、二、三、四丁目が入らないのか伺いたい。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 北新宿一丁目から四丁目のうち四丁目は区画整理が終わっていますが、一丁目から三丁目までは、まだ細街路が残っています。西新宿の六、七、八丁目、四、五、三丁目が入っている理由は、現在、ここでは具体的な再開発の話も含めて、既にまちの中で勉強会などをつくって活動されているところがあります。西新宿二丁目に関しては、一部分既に再開発事業を終了しているということで、今後何かしらの具体的な開発が起こることが見越されているところを中心にしています。</p> <p>まちづくりは、都市マスタープランの各分野に関するまちづくり方針や特別出張所の区域を基本とした10の地域別まちづくり方針等に基づき進めます。 また、まちづくり推進エリアについては、おおむね5年ごとに検証する中で、必要に応じて新たなエリアの設定などを検討します。</p>

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■神楽坂エリア

43	<p>神楽坂エリアの「重点的な取組み」の「(2)誰もが楽しむことのできる粋なまちの景観保全」とあるのですが、「誰もが楽しめる景観保全」ということは難しいと思います。景観保全を図るためには保全を優先するわけですから、「誰もが楽しめる」という部分が弱くなってしまいます。何を重点に置くのか、保全に重点を置くのであったら、ユニバーサルデザインということは諦めたほうがよいのではないかと思います。</p>	<p>a</p> <p>ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>【修正後】 (2)粋なまちの保全と誰もが楽しむことのできるまちの充実 【修正前】 (2)誰もが楽しむことのできる粋なまちの景観保全</p>
44	<p>神楽坂から続いて赤城神社の交差点で途切れている道路の石畳など、ぜひ早稲田まで連続して同じ景観にしたらよいのではないのでしょうか。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 ご指摘については、東京都の計画の進捗状況を考慮しつつ、新宿区としての道路のあり方について検証していきたいと思います。</p>
45	<p>路地の保全について、路地とはそもそも私道です。私の道なので、行政が関与できる部分は非常に少ないと思っております。3項道路の指定などがありますが、実際に路地を所有している人が協定をつくって決めていかないと、この実現は非常に難しいのではないかと考えておりますが、これに対してどういう取り組みをされますか。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 地区計画やガイドラインなど、地域の皆様と一緒につくらせていただいております。ただし、ガイドラインについては強制力を持つものではないため、一定規模の開発行為が行われる場合などは、事前に配慮するよう要請しています。 協力を求めながら、よりよい環境を残していくという努力をしていくこととなります。しかし、方向性が皆様と共有できていなければ行政のひとりよがりになってしまいますので、今後もこうした貴重なご意見をいただきながら、よりよいまちづくりをめざしてまいりたいと思います。</p> <p>なお、神楽坂のまちづくりについては、以前から地域の皆様とともに取り組んでいます。 ご指摘の路地の保全については、地元の方々と構成される「神楽坂まちづくり興隆会」において、平成23年度に「神楽坂伝統的路地保全専門部会」が設立され、路地の保全について話し合ってきました。昨年度には、「路地景観の保全と防災性の向上」を目的としたまちづくりルールを区から地元へ提案し、現在関係権利者の皆様へ意向調査を行っているところです。 今後は、合意形成が図られた路地ごとに意見交換会を開き、まちづくりルールの策定に向けて取り組んでいく予定です。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
46	神楽坂周辺では駐車場が少ないということで、車をとめることができないから困ったという意見もあります。	d 今後の取組みの参考とします。 駐車場については、この地区においてどのような方法が取れるか、検証してみたいと思います。
47	簡単に安く泊まれる宿泊施設があると、ゆっくり泊まって神楽坂を味わうことができるという意見もありましたので、こうしたことについて神楽坂発展のために考えていただきたいと思っています。	d 今後の取組みの参考とします。 宿泊施設に関しては、全区的に今宿泊施設が不足している地域も目立ってきておりますので、そうした観点から取り組まれるという事業者がいる場合には、周辺と調和をした上で、どのように開設できるかよく見ていきたいと思っています。
48	神楽坂エリアで宿泊施設が不足していると記述されていますが、神楽坂近辺では飯田橋のホテルエドモントやアグネスホテルがあります。また、神楽坂には国際ユースホステルがあり、天神町にはアンプランという外国人向けの宿泊施設もあります。また、宿泊施設と言えるかわかりませんが、本多横丁の下にはゆたかさんという旅館もあります。そのため宿泊施設の不足は重要な問題ではないと思っています。	e ご意見として伺います。 新宿全体の統計で見ますと、宿泊施設は不足しています。また、既存のホテル、旅館の値段が高騰しているという状況があります。 国が民泊として住宅を宿泊事業に使うという法律を可決しましたが、現在、新宿区内で正式な手続をして住宅宿泊事業をやっているところは1軒もありません。基本的に民泊と言われる現在の施設は全て違法行為です。 全体としてどのような取り組み方をしたらいいのか、また東京都、あるいは国もホテルを新設する場合の容積率の緩和を現在打ち出しておりますので、区として活用しながら、正規のきちんと管理の行き届いた宿泊施設を旅行者、来街者の方々に提供できるような環境をつくっていきたくて考えております。

### 〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

#### ■外苑東通り沿道エリア

49	外苑東通り周辺の地図において、一部、町名の記載に誤りがあるので、訂正してほしい。	a ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご指摘の町名について、修正します。
50	エリア戦略地域について、外苑東通りを指定し、区域が早稲田通りまでとなっておりますが、外苑東通りを一体的に整備するため、新目白通りまで延伸していただきたいと思っています。	d 今後の取組みの参考とします。 現在、早稲田通りまでで東京都の拡幅事業などが止まっており、どのような目標を設定するのが良いのか、今回のご意見を含め、地域の皆様からのご意見を頂きながら検討していきたいと思っています。
51	保健センターとシャロームみなみ風間の道路が、今度、急勾配になる予定になっています。牛込保健センターの隣の喫茶店のある場所を道路の基点にすれば現行の勾配が保たれるはずですが、なぜそうしないのでしょうか。安全上も非常に問題がある計画だと思います。	d 今後の取組みの参考とします。 沿道のほかの建物との関係もありますので、どうすることが可能なのか、支出が増えた場合どこが負担するのかも含めて、東京都とよく協議をしたいと思っています。
52	弁天町の外苑東通りの東側に地区計画が立てられています。去年の3月に、一方通行を逆にしますという案が示されました。その後7月になったら、警察と協議の結果、できないことになったと聞きました。今後は、住民に提示をする前にしっかり話を詰めていただきたいと思っています。 また、ここの道路は通学路になっています。危険な道路が通学路になっているので、担当部署に責任を持って安全対策を指示していただきたい。	e ご意見として伺います。 道路の拡幅も含めて、より安全な歩行空間を確保できないか検討を進め、住民アンケートを実施した結果、現状のままが望ましいという意見が声の大半を占めていました。現在は地元の皆様のご意向に沿って道路の幅は広げないという方針で臨んでいるところです。 ただし、そこに至るまで、説明したことが実現できなかったことについての報告が逐次できていなかったようで、今後、何か動きがあるときには、早めに住民の皆様へ報告するよう努力をしたいと思っています。  なお、外苑東通りの東側では、現在「牛込台西北地区地区計画」の策定に向けて、手続きを進めているところです。まちづくりを進めていくにあたっては、地域の皆様方に適切な情報提供を行い、ご意見を聞きながら取り組んでいきます。

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
53	外苑東通りが拡幅され、牛込保健センター前の交差点が廃止される計画になっています。この交差点がなくなると遠回りしなければ入れない道ができ、緊急時は問題があるのではないかという意見が東京都の説明会でも多く出ていました。この計画について、区は安全上、どう対応をしようと思っているのか、お聞かせください。	f ご質問に回答します。 牛込保健センター前の交差点については、東京都に皆様の声を伝え、きちんと検討してもらいたいと要請しています。東京都からは検討した上で説明会を開きたいと回答は得ているところです。ただし、ほかの道路の拡幅工事とも関わってくるので、東京都としては、さまざまな要望に耳を傾けながら、総合的に検討しているため、少し時間がかかると回答をいただいています。 区としては、警視庁とも相談をしていますが、まだ、判断ができる段階ではないと考えています。観光名所、あるいは生活道路として長年使われてきた道路で、基本的には通れる姿が望ましいので、技術的な手段はないか、何度も相談をしています。回答はまだありませんが、粘り強く交渉をしていきたいと思っています。
54	今は、生活実習所へ送迎する車が、牛込保健センター前に駐車されていますが、道路が拡幅されると駐車する場所がなくなります。12月の説明会で質問したところ、職員からは回答がなかったのですが、東京都からは、送迎するときに外苑東通りに駐停車することは出来ないと話がありました。どのように送迎をすればいいのでしょうか。	f ご質問に回答します。 道路が完成したときにどのような最終形になるのか、どこまで区の建物が影響を受けるのかについて、現在、東京都と検討をしているところです。影響が考えられる建物周りについても調査をさせている段階ですので、少し時間が必要だと思っています。
55	生活実習所と弁天町保育園の避難経路を使うときには、シャロームみなみ風周辺で火災が起こったときが考えられ、知的障害がある方や幼児が炎や煙から本当に避難ができるのか、非常に不安に思っています。9月に配付された牛込保健センターの平面図を見ると、道路と牛込保健センターの間に1.8mほどの幅で敷地が残るようですが、その敷地を使えば柳町方面に避難路ができると思います。新宿区はその土地を取得する用意があるのかを教えてください。	f ご質問に回答します。 弁天町保育園では、北側(玄関側)と西側(環状3号線側)に二方向の避難経路があり、事前に消防署の確認を受けて毎月実施している避難訓練では、シャローム南風周辺を出火元と想定した訓練も行っています。これまでに示されている道路拡幅工事後の図面でも、避難経路を確保できる見込みであることから、隣地取得については検討していません。
56	12月に、弁天町保育園の送迎の自転車の置き方のマナーが悪いという意見が出ました。新年度になっても改善されていないので、区は問題がないと思っているのではないのでしょうか。シャロームみなみ風の正面玄関の前にまで自転車が置いてあり、安全上も非常に問題がある自転車のとめ方だと思っています。区の考え方を教えてください。	f ご質問に回答します。 弁天町保育園から保護者に啓発していますが、いまだに改善がされないということでしたら、繰り返し周知に努めていきます。特に、障害者の方がいるシャロームさんの玄関先にまでとめてあるのは望ましくないので注意をしたいと思っています。  ご指摘の保育園ではご意見を受け、駐輪場の整備を検討しています。また、自転車の路上放置を行わないよう登園時間に職員を立哨させています。区としては、自転車が放置されないよう保育園等の建設時には駐輪場の整備を合わせて行うよう働きかけています。
57	外苑東通りは歩道が狭いところがあるため、バリアフリー化についてお聞きしたい。ユニバーサルデザイン、指示マークなどのわかりやすさ、そうしたことをどこまでやっていけるのかお聞きしたい。	f ご質問に回答します。 外苑東通りはバリアフリー化を入れて計画、設計を行っていきたいと思います。 ユニバーサルデザインについて、啓発用冊子を作成して、新たな設計をされる方、まちづくりを志向される方、子どもたちなどに、個人の能力、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの方が利用しやすい生活環境を作りあげるため啓発活動をしています。

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉  
 ■大久保・百人町エリア

58	<p>新大久保駅周辺の記述では西武線とのお話はありません。今の新大久保駅でも変電所の用地が西武線にあり、これを使えばもう少し新大久保駅の混雑、少なくとも東方向への人の流れをよくすることができるのではないかと思いますので、ぜひ西武線との話を進めて、いずれそこに駅をつくっても構わないと思います。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。          高田馬場駅とともに西武新宿駅のことについても協議をしなくてはならないと考えています。現在のところ西武鉄道としては、2つの駅については、特に今後の計画のスケジュールにないという回答をいただいているところですが、今後、他の鉄道事業者が実施する計画や、区がまちづくりを地域の皆様と一緒に進めていこうというときには、協力していただく必要があります。          今いただいたご意見も踏まえながら、安心して歩ける空間を整備することに寄与した駅の構造を整備できるか、鉄道事業者などと協議していきたいと思います。</p>
59	<p>百人町に桜美林大学か大学院が来ます。人の流れが大量になると思います。この辺りは細街路なので、街路整備が必要になってくるのではないかと思います。</p>	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。          今後、人通りの流量調査なども行いながら、どのような対策がとれるのか、検討したいと思います。学校からも生徒への指導について、要請したいと考えています。</p>
60	<p>大久保通りは現在の歩道の幅と人の交通量を考えると、これでよいのかと思います。これから車から人へという大きなトレンドは変わらないと思います。大久保通りは都道ですから、区として東京都とどういった取り組みをしていくことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。          道路上の看板などさまざまな障害物に対する条例化について、警察と道路管理者である東京都、商店街の皆様にもご協力をいただきました。現在、条例に基づいて撤去する段階に入りましたが、罰則的なことも徐々に効果が薄れていくので、次の段階でどういったことができるのか、そろそろ検討しなくてはならないと認識しております。          どこまで歩道の空間を確保できるか東京都と話し合いをしていきたいと思っております。まちのクリーン協議会の皆様にもご協力をいただきながら、清掃活動などもやっていただいておりますが、ごみ出しのルールを守らないことや商品を道路に陳列してしまうなど、よく苦情をいただきます。そのため、区からの指導をはじめ、東京都からも店舗に指導しています。今後も気づいたところはすぐにやっていくというような形で、対処していきたいと思っております。</p>
61	<p>新大久保駅の前から職安通りに向けて道路を工事されていますが、多分4、50年前から計画されている道路だと思えます。職安通りの出口のところに古い建物があり、そこで工事が止まっていると思うのですが、工事の進み具合、今後どのような道路になっていくのか説明願います。</p>	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。          補助72号線については現在、新大久保駅から職安通りまで整備を進めています。こちらにつきましては、平成32年の3月までには開通をめざしています。幾つかの物件がございましたが、道路整備に支障となるすべて交渉が終了し、既に立ち退きをしていただいております。最終的には、電柱の地中化を実施します。歩行者専用ではなくて生活道路であって、介護の車も通る道路であるということをご認識していただくよう周知をしたいと思います。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

■高田馬場駅周辺エリア

62	高田馬場が発展するように取り組んでいただきたいと思います。まず、駅のJR、西武線、メトロの再構築、駅前の再開発をすることが重要です。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 鉄道事業者3社で足並みを揃えて議論を出来るよう、今後も粘り強く取り組んでいきたいと思ひます。</p> <p>なお、高田馬場駅周辺では、地元の皆様を主体とした「高田馬場駅周辺地区まちづくり協議会」で、現在「まちづくり構想案」の取りまとめに向けて、検討を進めています。 まちづくり構想案の実現に向けて、鉄道事業者とも調整しながら、まちづくりに取り組んでいきます。</p>
----	--	--

〈まちづくり戦略プラン エリア戦略〉

■十二社通り・青梅街道周辺エリア

63	超高層ビルが多くあるところを歩くと、穏やかな日ばかりではなく、ビル風で年寄りや子どもは吹き飛ばされてしまいます。できればそういう建物の規制のようなことをしていただければうれしいと思ひます。弱者にやさしいまちという意味では、その辺のところもお考えいただきたいと思います。	<p>c</p> <p>ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 超高層ビルなどの計画がある際には、ビル風について周辺の居住者や、建物だけではなく建物の周りを人が歩くことを配慮した設計をするよう要請していきたく思ひます。</p>
64	西新宿五丁目南地区のまちづくりについて、今、区役所が提案しているのは、2m立ち退いて道路を広げると300万円の補助金を出すという話ですが、皆さん高齢者のため、なかなか事業が進まない。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 西新宿五丁目南地区への支援のあり方として、細街路など公の管理に移すことも可能であると考へています。不燃化事業の推進に当たりましては丁寧に説明をさせていただきますと思ひます。</p>
65	青梅街道沿道で、三菱と住友が高層ビルを建てて、1つのビルに4,000人ぐらいが入っています。朝、歩道がものすごい人の波で、タクシーに乗って税務署へ行く際に突破して行けない。歩行者の信号などつけてもらわないと、本当に大変な思ひをします。	<p>d</p> <p>今後の取組みの参考とします。 北新宿側の方からもご指摘をいただいています。区ではビルを所有している不動産会社に何度か話をしておりますが、いまだに現状が改善されていません。区でも現状を把握していますので引き続き取り組んでいきます。</p>
66	都市マスタープランやまちづくり戦略プランと、実際の老朽化した建物の建てかえや再開発とのすり合わせがよくわからない、どのように進めればよいですか。 自助、扶助、公助、サポーターについては私も賛成です。我々があくまでも考へなくては行けないことだと思ひています。しかし、我々現役世代が手弁当で、私も理事長などいろいろなことをしていますが、忙しい中で、具体的にどのような協力をいただけるのかということをお聞きしたい。	<p>f</p> <p>ご質問に回答します。 マンションの建て替えについて、区では住宅課でマンション管理のご相談の窓口があるので活用していただくことができます。また、耐震補強については、防災都市づくり課が窓口で、支援制度等の活用していただくことができます。</p> <p>なお、マンションの維持管理、耐震等を含む修繕計画、建替計画は、所有者である皆様同士の合意によりなされるものです。 ご意見にあるように、その進め方や所有者間での合意形成の仕方など悩み事が多いと考へており、区ではマンションの管理組合向けに無料のマンション管理士による「マンション管理相談」を実施しており、管理組合設立から運営等に係る相談を受け付けています。 また、耐震補強についても、相談、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・耐震改修工事の一部補助等行っています。ぜひ、区にご相談ください。</p>

意見 No.	質問(要旨)	回答(要旨)
-----------	--------	--------

## 2. その他の意見

67	夏目坂の喜久井町キャンパス前の信号の待ち時間が以前よりとても長くなり、時々歩行者が赤信号でも渡っています。とても危ないので、改善されるように、対応していただきたいと思います。	e ご意見として伺います。 所管している警視庁に、ご意見を伝え、なぜ現在の運用になったのかを確認します。
68	オリンピック・パラリンピックという名称を程度まで使っていいのか、それに付随して、オリンピック・パラリンピックのマークはどこまで打ち出していいものかお聞きしたい。	f ご質問に回答します。 組市松紋のエンブレムにつきましては、オリンピック開催に向けたスポンサー企業、それからパラリンピック開催に向けたスポンサー企業は使用できます。また、開催都市、会場関連自治体が主催する事業で使うのは構わないのですが、一般の団体がこのエンブレムを直接使うことができないという規制があります。 また、オリンピック・パラリンピックの応援プログラムとして、組市松紋のエンブレムに代わるマークを使用できます。手続等につきましては、町会、自治会等の主体登録は区が皆様方からの申請を受け付け、組織委員会へ申請させていただきますが、主体登録後の具体的事業の使用申請は各団体が組織委員会へ直接行うこととなります。